

直接行動主義の事例研究

——五・一五事件の陸軍青年将校と士官候補生の関係——

田 中 時 彦

I

血盟団，五・一五事件の直接行動主義者グループの結節点をなしていたと考えられる井上昭と海軍中尉藤井齊に次いで本稿では，この事件の他の参加者である陸軍士官候補生グループ（いずれも事件の公判の際はすでに候補生罷免，退校処分となっているが，本稿ではとくに「元」を省略する）のなかから池松武志の事例を取上げ，その思考の特質を紹介していく。既にみたように，直接行動に携わった人々のほとんどは，エリート意識と疎外感，および，権力追及の視座に対する拒否反応など，共通の態度条件を基底にもち，現存支配体制へのトータルな批判・特に自由主義や共産主義という“外来思想”との対決・農村救済を現実政治の目的とした“兵農一致”の家族主義国家提唱など，その発想にもグループの特質をなす共有された枠組みがあった。とはいえ，直接行動主義者たちの間では非合法に走るための正統性の構築や，時代状況批判，あるいは，改革の過程で浮上して来る軍政権への評価などにかなり見解の相違がみられ，各人それぞれの特異性もまた強く反映されているように思われる。五・一五事件の裁判史料は，民間側被告の検事聴取書や予審記録に関しては，「爆発物取締罰則違反・殺人及殺人未遂・被告人橘孝三郎ほか十九名」（全6冊，昭和8年，東京地方裁判所—以下「地裁史料」）が既にあり，陸軍側被告の予審質問記録もこの第3冊に収録されている（大川周明については，専修大学今村法律研究室「今村力三郎訴訟記録」4—7）。陸軍側被告の公判記録は，「調査彙報號外・五・一五事件陸軍軍法会議公判記事」（昭和8年，陸軍省—以下「陸軍史料」）があることは改めて触れるまでもない。そのうえ最近，陸軍側軍法会議予審の証人訊問記録を含めて収録した「檢察秘録・五・一五事件 I—IV」（原秀男ほか編，平成2年，—以下「勾坂資料」）が上梓されてこの事件の全貌が明らかになりつつある。ところが，民間側被告の公判史料については，筆者の

第27号（1995）

知る限りまだ公刊されていない。20年ほど前、筆者はこの公判記録（裁判長は東京地方裁判所第7刑事部判事神垣秀六。特に第12・13・14回各公判調書＝昭和8年10月24・26・28日、直後の30日、検察官木内曾益の論告が行われた）を閲覧し、必要な箇所を単独筆写したことがあるが、その際、士官候補生グループのなかで事件前、既に免官となっていた一人民間側被告として公判に臨んだ当時24歳の池松の陳述が群を抜いて思想のまとまりをみせていることに注目した。池松の発想は、「地裁史料」第5冊、640ページ以下に収録されている検事聴取書、および、「勾坂史料」III・38ページ以下の証人訊問調書に現われているが、公判調書に記録されたような、おそらく傍聴者を意識して延々と説き去り説き来る“宗論”さながらのその陳述とは比べものにならない。士官候補生グループのなかで「一番理論的ニ国家革新ニ付テノ頭ガ出来テ」（「陸軍史料」326ページ）いたという後藤映範や篠原市之助の陳述（たとえば「後藤映範陳述書」同前、491—540ページ）をも凌ぐ特色を表わしているように思われた。その内容の大意を紹介した当時の主要な新聞の記事（10月25—29日）をみてもその見出しで、「雄弁」「速射砲的に論陣を進める」「左翼へ巨弾」と評し、その態度を「眼をつぶり首を打振りつゝ論じ立て」などと描写するのみでなく、「池松武志君の陳述が反響を呼んで傍聴席には文部、内務方面の高官の顔が見える」（「東京日日新聞」10月27日夕刊）と報道しており、被告のなかではかなり異色なものと受けとめられている。そこでこのたび池松の陳述内容（以下「公判史料」）を紹介するため特にこの稿を立てる意味があると考えたのである。発表にあたり断り書きをしておかなくてはならないが、筆者はこの閲覧、筆写の際、この史料の所蔵先については一切口外しないという約束を所蔵者との間に交わしている。そこで所蔵者に対する信義上筆者がこの約束を守ることは、研究の前進にとって不可欠の制約と考えるものである。

さて、池松武志は明治43年生まれ、鹿児島県出水郡出水町の出身である。戸籍簿で家は族称士族、代々は郷士（「池松武志獄中記」国立国会図書館憲政資料室所蔵「木内曾益文書」15—以下、「池松獄中記」）であったが、自分は平民と答えている（「地裁史料」5・654ページ）。長兄は内務省警部で大坂府郡部の警察署長、次兄は鍛冶職、2人の兄が死んで武志は12人兄弟姉妹の5男にあたり、3姉はそれぞれ嫁し、家には父母（無職）が健在で次兄と弟妹がおり、家計は「辛フシテ生計ヲ立テツ、アリ」（同前、684ページ）という状態で、「池松獄中記」によれば一家の期待を彼は集めていた。大正15年、出水中学校から東京の私立開成中学校に転校し4学年に編入したが、その後の学費は財団法人「三省舎」から同郷（鹿児島と宮崎）出身将校団の贖金に仰いでおり、このときすでに軍人志願で、昭和3年、卒業と同時に陸軍士官学校予科に入学（海軍兵学校も合格したが「三省舎」の関係で陸軍を選択。「池松獄中記」2—4ページ）、数学が得意で10番以内の成績であったというが、翌4年、肺炎にかかり入院、休学して同6年卒業、「軍の主兵の歩兵志願」で内地連隊

付になりたい希望を捨てて（授業の再履修に嫌気がさし、成績は40番に落ちたという。同前、9-10ページ）、野戦重砲兵科を志願、士官候補生として朝鮮最北部の羅南第25連隊に配属、朝鮮では現地人に同情的態度を発揮した（このことは池松の陳述に後に出て来るが、朝鮮・台湾の住民を内地人とまったく平等に扱い、参政権も当然与えるべきだという主張に心情的につながる。この主張は他の士官候補生の陳述にもみられる）。同年10月、帰国して士官学校本科に入学（45期）したときはあたかも陸軍のクーデタ未遂（十月事件）が発生した月で、軍内部は騒然とした空気につつまれており、池松もまた他の士官候補生たちとともに青年将校らによる動員指令の対象となって、忽ちその渦中に巻き込まれることになる（八木春雄「五・一五事件と士官候補生」123ページ。八木は当時、愛媛県出身の士官候補生）。

橋川文三氏は「昭和維新試論」のなかで、明治末期以降、「それまで人間の美德とされそれによって最小限その人間の精神的安定を保障するとなされてきた社会的格率の実態性がきわめて曖昧となり、単なる善意と勤勉とでは社会的生存さへも不確実だ」という意識が一般化した」（同書、111ページ）と社会的価値体系の危機を指摘し、また、「超国家主義の諸相」のなかで、昭和初期のテロリストはそれ以前と本質的に異なり、大衆のなかから普通の青年の人生の煩悶懊悩を経験した都市の「半」インテリが、自己の精神を圧迫する問題の解決に向かって求道者的に自我の確立を目指しつつ立ち現われると分析している（同書、208ページ以下）。既に見たように、まさしく井上グループはそのような“高等遊民”の群れであった。“高等遊民”と立場は異なるが陸軍においても、「第一次大戦後から軍が左翼思想に侵され、首脳部も萎縮して軍隊精神を萎縮させるのを怒った中少尉級が首脳をたのまず自分らで革新しようとした互い国家改造を誓い合った」、つまり、昭和11年から見て「かれこれ15・6年前」以来のこと（「青年将校運動とは何か」現代史資料5—国家主義運動2・776ページ）という二・二六事件の主謀者たちの主張がある。このように迫って来る時代の転機を自己の精神に感じとって懊悩した人物の一人に菅波三郎（明治37年生、宮崎県出身、陸軍中尉、37期）がいた。菅波自身、「私は陸軍幼年学校時代、陸軍五大閥と云ふ本を読み皇軍に私党ある事を憤慨しました。士官学校の予科時代に人生の根本問題に疑惑を懷き煩悶する様になりましたが、本科の中期以後、従来の自己内外の疑惑煩悶を解決し得る曙光を認め、慈悲（折伏）の積極道に進む事に決心しました。従って此の精神を貫く為には時勢を知らなければならぬと考え諸種の研究を始めました」（「匂坂資料」3・14ページ。以下、本稿におけるアンダーラインはすべて筆者による）とその精神過程を説明している。

周知のように菅波はその後、3期先輩にあたる西田税が北一輝の指導の下に昭和2年に組織した「天剣党」に参加し、暴発計画を立て、第六師団長荒木貞夫（陸軍中将、6年12月、陸相就任）から格別の知遇を受ける立場で、十月事件においても積極的役割を果たし

第27号（1995）

ている（西田については、竹山護夫「陸軍青年将校運動の展開と挫折 1・2」（『史学雑誌』78巻 6・7号）、菅波については、刈田徹「改訂増補昭和初期政治・外交史研究」とくに153ページ以下で既に触れている）。北が人を革新に向かわせる正統性の源泉としての呪術的カリスマを潜めて、“国民の天皇”を主張することにより個人と天皇との“神人交感”の境地を開き、しかもその天皇を擁護するという軍人エリート意識に訴えて将校たちの心を掴んだ（橋川、「昭和維新試論」239ページ）という指摘がある。菅波についていえば、北の影響はまず菅波自身の宗教的志向性のなかに看取することが出来るのではないかと考えられる。たとえば陸軍側被告で士官候補生の後藤映範（大分県出身）が語った菅波の説話には「総テ如斯運動ニハ宗教心カ必要テアル。支那革命ノ失敗シタノハ彼ニ宗教ナカリシ為テアルト北氏カ云ッテ居ラレタ。然シ特別ニ宗教ナルモノヲ有ツノテハナク一貫シテ惑ハサル信念ニ立チ我理想ヲ達成スヘク道ヲ行スルノカ取りモ直サス宗教心テアル」というくだりがある（『地裁史料』3・31ページ。この文脈は、山形県出身の石関栄の陳述に「同中尉ハ人間ハ信仰カ必要テスカラ信仰ノ道ニ入ラネハイカヌ云々」とあるのとほぼ同一である。同前、154ページ）。そうして日本の対外膨張を説くところでは、北の勤行さながらに、「之ハ固ヨリ正義ノ剣テアッテ「コウラン」ニ基イテ菩薩道ヲ行スル為ニ揮フ弥陀ノ利剣テアル。一殺多生ノ剣ト云フノハ此ノ事テアル」（同前、3・34—35ページ）という表現が使われているからである。そうすると、橋川氏の分析を借りるならば、既成国家秩序の権威から菅波の精神を開放したのは北のカリスマ性であったということになるだろう。

とはいえ、菅波の発想自体をみると、必ずしも北・西田一辺倒ということは出来ない。思想研究の過程でもっとも強く影響された書物として、北一輝の「日本改造法案大綱」とともに権藤成卿の「自治民範」を挙げ、「両者の一致を確認して思想上一つの躍進を見た」と考へて居ります。之が国家改造の基調になるのではないかと考へます」（『勾坂資料』3・15ページ）という独自の観念体系を主張しているからである。換言すれば、北の理論は菅波のなかで換骨奪胎されている。北の国家社会主義と権藤の農村自治主義とが理論上相互に抵触することは明らかであろう。その矛盾する二つの思想体系を自己の問題意識で一つにまとめる独創性が「半」インテリの思想構築作業かどうかを論じるつもりはないが（丸山真男「現代政治の思想と行動」上、44—45ページ参照）、菅波系統のグループの発想には都市労働者層に対する認識が希薄なように考えられるので、農村を国家と同一にとらえ、その救済の為の体制変革に必要な国家権力の発動を北の方程式に求めるならば、その限りで一つのイデオロギーにはなり得るだろう。それは軍特有の「兵農一致」の枠組み——とくに隊付青年将校らにとっては現実の圧迫要因——から来るバイアスと見ることもできる。こうして「惑ハサル信念」に立ち、イデオロギーの体系を掴んだ菅波は、今度は自分自身が陸軍部内で士官候補生グループの小カリスマとなって行った《後藤の陳述》には、菅

波に関して「其ノ清高ナル人格，皇室国体ニ対スル確乎タル信念，熱烈ナル憂国殉道ノ精神，高邁ナル識見剛毅ナル気魄源厚ナル熱愛等アラユル点ニ於テ深ク崇敬心服シ以テ青年武人ノ典型デアルト考ヘテ居リマシタ。ソシテ在隊間モ屢々私宅ヲ訪問シテソノ警咳ニ接シ薰陶ヲ受クルヲ無上ノ喜ビトシテ居リマシタ」と賛美している（「陸軍史料」192ページ）。また，石関の陳述には，「菅波中尉ニ会ヒ其人格的感化ヲ主トシテ受ケ献身的殉国ノ其ノ熱情等ニ動かサレ現在ノ国家ハ我々ニ依テ本来ノ輝シイ日本ニ復スル事カ出来ルノデアルト云フ事ヲ聞キマシタ。ソコテ止ムヲ得ナイモノト從來肯定シテ居タ現在ノ国家制度ハ一個ノ士官候補生ノ力ニ依テ改革カ出来ルモノデアリ又改革シナケレハナラナイモノデアルト云フ事ヲ知リマシタ」と重要な精神的開放作用を説明している（「地裁史料」3・150ページ）。なお，予審における石関のこの陳述は，公判における陳述と矛盾する（「陸軍史料」153ページ）。さらに，八木，前掲書，124ページには，菅波について，「恐るべき指導者」，129ページには「西田を超える思想家」という表現がなされている。

池松は予科で同期だった候補生篠原市之助（愛媛県出身）から菅波訪問を勧誘されたとき，はじめは関心を示さなかったというが，菅波の感化を直ちに受けるだけの条件は十分に備わっていたと思われる。羅南の連隊で対ソ連関係の秘密書類をみせられてから軍の任務に強い関心をおぼえ，士官学校本科では出世主義の同僚に反感をもつようになっており（「池松獄中記」15ページ），とりわけ，十月事件のさなかで国家改造運動への参加に意欲を燃やした精神状態にあった（宮崎県出身の坂元兼一の陳述。「地裁史料」3・378ページ）。そのような精神状態を説明する野村三郎（青森県出身）の陳述。「若イ将校連カ国家改革ヲ仕様トシ其レカ暴露シタノテ失敗シタト聞キ……大分刺戟サレル様ニナリ自分達テ其ノ様ナ行動ヲセナケレハナラヌモノカト思フ様ニナリ尚其ノ考ヘカ進ミヤル者カアレハ一緒ニヤリタイト思フ様ニナリマシタ。ソシテ十一月頃八木カラ命ヲ捨テナイカ一緒ニヤラウト云ハレタノテ其レヲ承諾シマシタ。ソシテ同志ト交際中前述ノ通り菅波方ヘ行ク様ニナリマシタ。」（同前，244ページ）。この「命ヲ捨テナイカ」という表現は軍人社会特有の“友誼”による人的結合を表すサイン（隠語）なのかもしれない。池松はこう述べている。「私ハ陸軍部内ニ於テ国家改造運動ニ参加スル様ニナッタノハ昭和六年ノ十月カラテ其直接ノ動機ハ忠君愛國ノ精神ニ立脚セル友誼デアリマスカ」（「公判史料」）。つまり池松は最初は自己の信念というより，“友誼”という連帯感情によって参加して行ったといえよう。とはいえ，その背景にはより一般的な士官候補生特有の時代状況批判が，その連帯感情と結びついていたことも否定出来ないだろう。すなわち，来たるべき指揮官としての職務を意識して，下士官兵の思想監視を実習させられたことから，監視する立場としての“国体”論と日本社会の現実との間の深刻な矛盾—たとえば，共産主義の浸透—を自覚せざるをえず，その解決を目指して煩悶する感情である。その例は別表（127ページ）に掲出してある

国家改造を志した動機の欄の菅勤や吉原正己についてみる事が出来る。同じ矛盾の認識が、朝鮮の現地視察でなぜ朝鮮人を内地人と同格に扱わないのかという素朴な体制批判につながる。また、ロンドン軍縮条約が軍令部の反対を押し切って締結されたことが、軍の側に統帥権に対する政党内閣の攻撃と受けとめられ、これに対しては武力で反撃を加えるのが当然との感情が漲っていたことも挙げなくてはならない。山口県出身の中島忠秋の陳述。「倫敦會議ニ於テ吾々が痛切ニ感ジマシタヤウニ我國體ニ於テ最モ必要デアル所ノ統帥権ノ不羈獨立ガ侵サレテ居ルト云フコトデアリマス。之レガ直接行動ヲ吾々が行ッテ速ニ此ノ侵サレタ、又侵サレントシツツアル所ノ統帥権ヲ正シキ姿ニ返サネバナラスト思ッタノデアリマス。ソレガーツ、第二ハ滿州事變ノ発生ニ依ッテ今迄ノ屈辱的外交ガ初メテ積極的外交ニ移ッタノデアリマス。此ノ時期ヲ逸シタナラバ再ビ取返シノツカナイコトニナルト思ヒマシタカラ直接行動ニ依ッテ速ニヤラナケレバナラナイト思ヒマシタ」(「陸軍史料」71—72ページ)。この陳述は、時代状況批判を最も簡明な文脈に表しているもののひとつと考えられる。

まもなく後藤の勧誘で11月1日菅波を始めて訪問して以来、池松は「異常ノ衝動ヲ受クルト共ニ社会改造ノ必要ヲ痛感シテ益々其ノ研究ニ志シ……会合ニ出席シテ同中尉ノ談ヲ聞キタル等同中尉ノ感化大ナルヲ思ハシム」と学校当局の調査(「池松武志退校理由書」—以下「理由書」。「地裁史料」5・684—687ページ。「勾坂資料」3・638—640ページ)は述べている。この点を池松の「獄中記」は次のように語る。『すっかり菅波中尉に魅せられて行った。はちきれそうな才気と活気、暖い情熱夫等が一つにまとまって一つの人格となり屹然として私の前に直立するが如き感じであった。「社会の革新をなすには、先ず自己の人生観を確立しなければならない」と云う彼の最初の言葉は永久に印象づけられた』(15ページ)。【菅波と池松は、いわば同郷人の関係であって、池松は最も尊敬する人物として西郷隆盛だけを挙げており(「地裁史料」5・661ページ)、同じく菅波も士官候補生らに西郷の思想、人物を激賞してはいるが、それは反体制主義者のシンボルとしての「大西郷遺訓」や兵農一致の軍事リーダーの史的実在に対してとりわけ軍人社会に広く共有されていた憧れを意味する以上のものではないといえよう。また池松は「坂元、吉原ノ両名ハ藩カ同シテアル関係上同藩ノモノ、出入スル三省舎ニ出入シタノテ他ノ同藩ノ者ト同様此ノ両名モ入校後間モナク懇意ニナリ」(662ページ)と自然な郷党関係の形成を認めている。ただしこの事件に参加した士官候補生12名の出身は、青森1、山形1、茨城1、山口2、愛媛2、福岡1、大分1、宮崎2、鹿児島1であり、郷党結合の意味は希薄である。なお、すべて“地方”の出身者であることに留意】。池松の精神に急激な変化が起こったことは、「理由書」の次の記述に明らかである。「性行及修学ノ状態：本科入校後日尚ホ浅ク其ノ性行ヲ詳ニセサリシモ予科在学当時及隊付勤務間ノ考科資料ニ徴スレハ特別ノ注意ヲ要スルモノト認メス。其ノ修業状態モ概シテ真面目ナリシカ如

キモ今回取調べノ結果最近社会改造問題ノ研究ニ没頭セシ以来自習時間中往々黙想ニ耽リ或ハ放心ノ結果取締生徒ノ告知ヲ聞キ洩ラシタル如キ事実アリ」(同前, 5・685ページ)。池松自身に語らせると、「私達は休日でも学校でもそのことばかり考へてゐた。今迄のロボットの生活に比して何と生命に溢れた世界であつたらうか」(「池松獄中記」15ページ)という心境であつた。《ここで註記しておきたいが、後藤は陸軍幼年学校時代、才子であつたにも拘らず病気にかかり、池松と同様、予科時代には肺炎のため休学している。この点について陸軍予審官は、「右ノ様ニ身体ノ具合カ悪ク思フ様ニ学習モ出来ナカッタノテ自暴自棄ニナッタ様ナ心理状態ハナカッタカ」と訊ね、後藤は「ソナ事ハ全然アリマセヌテシタ別ニ病身ノ為変ッタ氣持カ出テ居タ様ナ事ハアリマセヌテシタ。改造法案ヲ読ンタリシタノハ病身ナルカ為ニ学科ヲ放擲シテソナ方面ニ慰安ヲ求メタ訳テハナク只普通ニ読ンテ居タノテ学科ヲ放擲スル考ヘハナク矢張り勉強スル積リテシタカ段々日本改造法案カ面白クナリ其ノ為自然学業ヲ怠ル様ニナッタノテアリマス」と否定している(「地裁史料」3・67)。この後藤の主張の傍証となるのは、宮崎県出身の吉原正己の陳述である。吉原は、士官学校本科の前期中期の成績はいずれも360人中6番という優秀さであり、病気にかかったことも無いが、「日本改造法案大綱、自治民範等ヲ読ンテ居タ為幾分学業ヲ怠ッタト云フ傾向カ昨年十月中旬カラ十二月頃ノ間テアリマシタ」と述べているからである(同前, 491ページ)》。

陸軍青年将校のなかで、菅波だけが特異な存在だったわけではない。士官学校教育における統一された国体観念は軍人に広く共有された基本的枠組みであり、菅波以外にも現状革新を目指して士官候補生らに影響を与えていた人物はほかにもある(石関は、陸軍中尉安藤輝三の影響をあげ(「陸軍史料」151—154ページ)、中島は、同じく中尉村中孝次の教唆を挙げている(「地裁史料」3・438—439ページ)》。そうして北・西田系のみならず、一般的に社会変革は陸軍内部の青年将校たちの世論と成りつつあつた。既に昭和6年9月、大岸頼好(陸軍中尉)が「皇政維新法案大綱」を作成したとされる(秦郁彦「軍ファシズム運動史」216—221ページ)のもその動きの一つである。とはいえ、菅波は思想感化という点では群を抜いて突出しており(第一師団法務官小幡通徳が「陸軍将校の中で、証人等に対し思想上の指導をした立場に居た者は菅波中尉の外にあつたか」と尋ねたのに対し池松は「菅波中尉以外にはありませぬ」と答えている。「勾坂資料」3・54ページ)、当局からも注意人物と見られていた(後藤の陳述。「地裁史料」3・67ページ。また、「士官学校生徒思想関係者調」では、菅波の談話「は生徒等の心情を深く刺戟したるや明らかにして」とある。「勾坂資料」3・630ページ)。その感化作用は、しかし軍隊や士官学校の厳しい規律や職務のなかで、同期・同区隊・同兵科の人脈を通じて非公式に、しかも学校側の監視を逃れるため別に下宿をさがして秘密集会のアジトにする形で広まったに過ぎず、多くて30人、つまり一学年全員を360人とすればその8パーセント強の範囲にとどまった。二・二六事件の時のように組織的動員が可

第27号 (1995)

能な指揮官同士の暴発盟約はまだ出来ていない。菅波が東京に居なければ、あるいは勧誘の先頭を切っていた後藤や篠原がいなければ、このようなグループが出来ていたかどうかさえ疑問であるかもしれない。それだけにこのグループはセクトになりやすい。卒業すれば散り散りになるだけという切迫感が彼らのあいだに漲っていたことは見逃せない。中島は言っている。「十一名ノ団結トハ若シ此ノ時機ヲ逸シタナラバ、私達ガヤリマシタ時ヨリモ以後ニナリマシタナラバ学校ノ事故ノ為、又卒業ノ為ニ、吾々十一名ノ最モ固キ結束ヲ以テ挙事スルコトガ出来ナクナルト云フコトデアリマス」（『陸軍史料』72ページ）。この切迫感が、半年後に決行される5月15日という海軍側のテロ日程に、彼らを躊躇なく直結させる有力な要因となって来るのである。

こうして士官候補生の間に形成された菅波グループがその反体制的性格を露呈した「米津事件」が12月下旬におこり、これに連座して池松は退校処分を受ける。この事件は、最も熱心に菅波に私淑していた候補生米津三郎が、社会改革に関するパンフレットを作成、校内に配布するにあたり、池松がその印刷を引受け、翌日発覚したものである。前掲「理由書」によると、米津のパンフレットの内容には「統治権ノ所在ハ国家ニシテ天皇ハ国民ノ一人ナルコトヲ明白ナラシム。天皇ノ尊厳ハ其ノ血族ニアラス人格ニアラス統治権ノ代行権ソノモノニアリ即チ家族ハ勿論皇族ノ特権階級トシテノ存在ハ意義ヲナサス」という文言があった（全文は「勾坂資料」3・647—652ページ）。池松は米津のパンフレットには賛成せず、その対案として「飛躍後ノ組織大綱」を作成（全文は、同前、652—655ページ）して米津に渡した。その内容を「理由書」はつぎのように評する。『米津ニ比スレハ稍々温健ナルモ尚ホ 皇室ニ対スル不敬、経済制度ニ対スル準共産主義的変革、革命肯定等ノ矯激不穩ナル思想ヲ多分ニ有スルモノト認ム。就中「各国民カ其ノ人格ニ応シテ受クル所得ニ依リテ生活ヲ営ム如ク 天皇モ其ノ人格ニ応シタル所得ニヨリ生活スヘシ云々」「天皇ト国民トノ間ニハ断シテ介在的存在ヲ許スヘキテナイ此ノ介在的存在ヲ許スコトカ、皇族、華族ノ特権的存在トシテノ出現トナルノテアル」「遺産相続ハ絶対ニ許サレナイ但シ住宅及ヒ其レニ付随スル家具一切ハ個人ノ最近親者ニ優先権ヲ与ヘ其ノ代償ヲ自治体ニ納付スルコ（ト）ニ依リ其ノ所有ニ帰ス」「我々ハ漸進的ニ或ハ飛躍的ニ矛盾ノ殻ヲ破リツ、現在ニマテ到達シタ。而シテ今漸進法ニ依ッテハ破リ得ナイ程度ノ矛盾カ我々ヲ覆フテ居ルヲ認識スル。経済制度ト政治制度ト両々相待ツテノ矛盾ニ大斧鉞ヲ加ヘナケレハナラナイ。我々日本人ハ夫レヲ期スル我々ハ率直ニ我々ノ意志ニ従ハナケレハナラナイ」等ノ如キ記述ハ其ノ最モ不穩ナルモノナリ』（『地裁史料』5・686—687ページ）。こうして池松は、「自ラモ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ飛躍的手段ニ依ル社会変革ノ必要ヲ認ムルカ如キ不穩ナル思想ヲ抱クニ至リタルハ将来將校タルノ価値ナキノミナラス苟モ斯ノ如キ性質ノ犯行ニ対シ若シ寛大ナル処分ヲ以テ臨マンカ将来ニ大ナル禍根ヲ胎シ云々」との理由で翌7年1月、士官学校から退校処分に付せられた。「理由書」では米津

五・一五事件陸軍士官候補生出身者関係一覧表

氏名	出身	学歴	成績	配属隊名	国家改造に志した時期	国家改造に志した動機	菅波への勧誘紹介者	直接行動を志した時期
後藤映範 44期	大分平民	県立大分中 熊本陸幼	幼1・1番 後、病氣	歩兵45	昭・6・9	ロンドン軍縮・満蒙→国体研究への志望→菅波の影響	在隊中に面識	昭・6・10 下旬～7・1
篠原市之助 44期	愛媛平民	県立三島中	予1良好 予2不良	飛行4	昭・6・9	ロンドン軍縮→国体研究による現実との矛盾→菅波の影響	米津後藤	昭・6・11
八木春雄 44期	愛媛平民	県立今治中	中卒・7番 予・中程度	飛行6	昭・6・10 中旬	朝鮮抗日の危機→統帥権の危機→菅波の影響	篠原	昭・6・11
石関栄 44期	山形平民	県立米沢中 東京陸幼	幼・予・本 いずれも中位	歩兵73	昭・6・9 下旬	朝鮮在隊中、安藤中隊長の「皇道宣布」の影響→ロンドン軍縮→菅波の影響→井上上の影響	篠原	昭・6・11
西川武敏 44期	福岡平民	県立修猷館中 熊本・広島陸幼	優良 幼・予 中位	歩兵79	昭・5・10	共産革命への警戒→朝鮮抗日の衝撃→国体研究→農村の窮迫→救済のための直接行動→対米戦争→十月事件→菅波	後藤	昭・6・11 末～12月上旬
池松志志 45期	鹿児島土族	私立開成中	予1・10番以内 予卒・40	野砲兵25	昭・6・11	十月事件→特に菅波の影響→北・権藤の影響→米津事件→退校	篠原後藤	昭・6・11
坂元兼一 45期	宮崎平民	県立小林中 熊本・広島陸幼	予卒 345/ 354	歩兵75	昭・6・11	教育の墮落・農村の疲弊→赤化の危機→特に菅波の影響	池松	昭・6・11 末
中島忠秋 44期	山口土族	県立山口中	優良 予卒 102/ 337	野砲兵4	昭・6・8	松陰崇敬、ロンドン軍縮→満州事変→積極外交→十月事件→直接行動→菅波の影響→権藤の影響→井上グルニア	篠原	昭・6・11
野村三郎 44期	青森土族	県立弘前中 東京陸幼	予・中以下 本・3分1	歩兵31	昭・6・8	対馬勝雄(少尉、弘前連隊付)・社会不安→十月事件	八木	昭・6・11
菅勤 44期	茨城土族	県立水戸中	予 213/ 卒 337	飛行6	昭・6・9	下士官兵の思想注意→国体研究→社会矛盾→十月事件→菅波の影響	八木	昭・6・11
吉原正己 44期	宮崎土族	県立都城中 熊本・広島陸幼	予 8/ 卒 360 本 6/ 中 360	野砲兵1	昭・5・10	西郷の人格と大陸進出→下士官兵の思想注意→統帥権の危機→政党政治への公憤→十月事件・菅波・井上の影響	後藤 篠原	昭・6・11 中旬
金清豊 44期	山口平民	県立山口中 熊本・広島陸幼	予 322/ 卒 337	歩兵77	昭・6・9 下旬	石関・篠原らの影響・十月事件→特に菅波の影響→井上の影響	石関 篠原	昭・6・11

予卒＝士官学校予科卒業時 本中＝士官学校本科中間成績
 44・45期は本科入学年次であるが、予科では全員が同期生
 〔この表は「地獄史料」・3および5、ならびに、「陸軍史料」における陳述などをもとに作成したものである〕

*印は予科時代、池松と同一区隊(「地獄史料」5・661-662ページ)

について『菅波中尉ヨリ直接感化ヲ受ケ且ツ自ラ「マルクス」等ノ研究ニ依リ思想問題、社会問題等ノ研究ニ於テハ池松ニ比シ一日ノ長アリ』（同前、685ページ）とあり、池松も「米津カ構内ニ配布シマシタカ……之レニ関係シタモノハ思想カ赤イト認メラレ米津ハ同月二十五日ニ退校処分ニナリ……其ノ他ノ者ハ重禁錮処分ニナリ……今回ノ襲撃事件ニ関係シテ居ル候補生ノ大部分カ此ノ事件ニ関係シテ重禁錮処分ニナリマシタ」（『地裁史料』3・701ページ）と述べている。米津の思想は明らかに北の影響を受けたもので、池松の遺産相続論もまた北の持論に他ならないが、軍の体制側はそれを「赤」と見做していたことがわかる《この事件について「池松獄中記」は、「事実米津が共産主義者になってゐて私達はその宣伝用に使はれたとしたのであれば実に心外である」「左翼的な話が出れば無論私とて黙ってはゐなかつた筈で」池松自身は米津が権藤成卿の思想である農村自治を“直言”したのだと軽く考えていたと述べ、それでも米津の意見にもまたパンフレットで配布することにも自分は反対であつたのだが、米津は果たして共産主義者だったのだろうか」と疑問を出している。17—19ページ。また、この事件について菅波自身が責任を感じると候補生たちに語ったことは、石関の陳述を参照（『地裁史料』3・154ページ）》。

ここで重要なことは、とりわけ池松らの士官候補生が学校当局に対する反感を露わにしたことである。「池松獄中記」は、「皆事実をいわなかつたので学校側が大ごととに想像しただけ」と彼らの結束を語り、十月事件についても学校から嚴重注意があつたにも拘らず「馬耳東風」に聞き流し、明治時代の方針を墨守する学校当局は「新時代の候補生に受入れられるはずがない」とその心理を説明し（16—17ページ）、退校処分を受けることは束縛からの開放を意味したとさえ回顧している（18ページ）。社会的価値体系に対する断絶感と疎外感が国家改造運動による軍組織の秩序権威低下と相俟つて、既成の“軍”に対する憧れの観念を清算しつつあつたといえるのではないか。同僚の出世主義に対する反感も、橋川氏に従えば、軍組織の責任者となる道への冷笑とみることもできる。国家改造運動はそのような彼らのエネルギーを吸収する受け皿になったとはいえ、彼らは軍組織を超えた観点から一人の青年としての生き甲斐を求める行動へと駆り立てられていたといえよう。それは換言すれば、人間としての自己はそもそも何であり、この社会といかなる関係に立つべきなのかという価値観の立て直しを模索する求道者の心理に通じるであろう。池松の場合に、それはアイデンティティの確立を目指して個人＝国家＝宇宙を一体にとらえる発想として表れ、発展して“国体”ユートピア観念の構築へと結実して行く。その精神には“生命”観念に対する強いこだわりがあつて、北の説く“社会進化論”もまずその観点から受け入れられている（殊に北一輝の進化的国体論は私の貧弱なる思想に一大革新をもたらしたのであつた。其の後何でも進化的にやるやうになった。進化的とは生命の別名である。だから生きてゐるものは総て進化的に説明されなければならない。」「池松獄中記」15—16ページ）。そ

の志向はテロリスト井上の“高等遊民”グループの枠組みに共通するであろう。

ではなぜテロリズムなのか。さらに「池松獄中記」に語らせよう。「然し矢張り私達の仕事はやらなければならなかった。誰のためにでもない国家が生きんがために、国軍が生きんがために、そして何よりも私自身の生命感を満足させんがために。宇宙は生きてゐる。国家は生きてゐる。私は其の一分子である。国家が沈滞しているとき国家は生きんとして撥ね返す。夫が私達に現はれて来るのである。私達が暴れるのは国家が生きんとするのである。即宇宙が生きんとするのである。私達は生きなければならない。夫が私自身としても永生の道である。といふやうなことが私の宇宙観であり人生観であった。」(21ページ以下)。この文脈には、直接行動が“国家”の命ずるところであり、“宇宙”の命ずるところなのだとする宗教的論理が現れているように見える。およそ宗教的精神活動には、一般社会に受け入れられ難く妥当し難い、あるいは全面的に対立しさえする価値体系の実現を、あえて自己目的化させる作用があると考えられる。北を発源とし菅波を媒介とするその極端な発現形態が、客観的妥当性を押しつけるファナティズムとなって、ここに直接行動主義を生成し正当化しさえした事例と言えるのではなからうか。彼らは軍のなかで反体制的位置を占めながら、しかもなお、国民一般を“地方人”と呼ぶ軍特有の狭い特殊社会のエリート精神をなんら自己批判しようとはしなかった。軍を離れて大衆のなかへではなく、逆に軍からの誇り高き使者として一般社会にアピールする姿勢を取った。懐疑の精神を自己の信仰の基盤に対してだけは適用させない宗教的機能の特性が、軍人エリート意識と直結したからであらうか。それとも、十月事件という軍全体の暴力化の風潮を背景として、その渦の中心にいた菅波の感化作用の魔力によるものなのであろうか。前掲の一覧表において見逃すことの出来ない要点は、これだけの数の士官候補生が、国家改造を志した時期からわずか数か月、多くても一年のうちに直接行動を目指して結束したという事実である。いずれにせよ五・一五事件の陸軍側テロリストたちは、この菅波グループから、「米津事件」を契機とする態度の選択を経て(野村の陳述。「昭和七年一、二月頃数名処罰サレタ以後一層皆ノ信念カ進ミ決行ノ意思カ旺盛ニナリマシタ。ソシテ陸軍ノ将校達カヤラヌナラ候補生丈ケテモ決行仕様カト云フテ居リマシタ」(「地裁史料」3・244—245ページ)), 生成されたということが出来よう《士官候補生らが、井上と接触していたその影響も無視出来ない。「池松獄中記」によると、「井上日召にも一・二回あった。生ける宇宙としてとく彼の宇宙観、人生観は彼の人格と共に私達を魅したが、実行的話はお互いの間に出る迄には行かなかった」と述べている(15ページ)。また、山口県出身の金清豊の陳述。(「地裁史料」3・519ページ)。なお、中島は四元義隆との盟約を語っている。(同、450ページ)。士官候補生グループと井上グループとの関係は、菅波と井上の関係、権藤成卿の家に同居していた四元の媒体的存在から形成されたが、十月事件が中止になった真の理由を井上から聞き出そうとする候補生らの願望が、やがて権力関係の視点を拒否する両グループ

の心情的一致に行き着き、菅波から離れて血盟団のテロに参加しようとする動きさえ生み出すにいたる。「血盟団事件公判速記録」上・230—231ページ、中・163—185ページ)。ただし、井上は彼らをグループに勧誘しようとはしなかった》。

ここで菅波がいかなる内容の思想伝播を士官候補生たちに行っていたかを見てみたい。いささか長文の引用になるが、其の内容は、本稿に紹介する池松の発想の原型をなすものと思われ、比較検討の必要があるうえに、青年将校グループの“理論的”指導者の水準を理解する意味を持つからである。まず池松自身はつぎのように述べている。「菅波中尉は国体論に付、此の前私が述べました通り改造法案などに書いてある様な進化的に見た説明を致しました。其の国体論中には皇室^{イ)}に対し不敬に亘る様な事はありませんでした。革命観として社会機構の变革は平和的に計画実行するのが一番宜いが、現社会の有利なる階級が他階級の餓死的不利をも省みないで現機構を固守する際には、所謂非合法的に社会变革を計画実行するは止を得ない^{ロ)}と云ふて居りました。尚具体的の事は一々記憶して居りませぬが、現代の政治、その他君側の奸臣、農村に対する現資本制度の搾取に付話した事もあり、又現代の御用学者の腐敗等に関しても、観念的のみの道德論、或は現社会制度の牽強附会的なる首肯、若くは宣伝知識の切売の行動等も述べたりしました。尚稍具体的の事柄に付、政党が財閥から選挙費を貰ふて、其の代償として政権を獲得すれば財閥に対して或種の利権を与へる^{ニ)}と云ふことも聞きました。又内大臣^{ホ)}あたりが事勿れ主義で追従的に奉仕し、山岡鉄舟の如く諫言的に輔翼し奉らざる状態がある様に聞きました。そこで菅波中尉は私等に、万止むを得ざる場合は直接行動に出すべきものであると云ふた事実はありますが、それは其の方面の思想の注入、培養と云ふ程度の事で、扇動したのではないと思ひます。それで菅波中尉の指導が我々の思想に影響を与へて居る事は事実ですが、決行をせよと云ふた訳ではありませぬ……日本は一君万民ならざるべからず。然るに資本家は富を壟断し、政治家及君側の奸臣は相結託して政治を紊り一君万民の国体に悖る事が甚しいとの意味を云ふた事があります。又日本の政治家は軍備縮小なる題目を信じてそれを謳歌して居るが、英米露の政治家は左様ではない。そして西暦千九百三十五年になればワシントン条約も満期になるしロンドン条約の内容も整備する訳だから、米国と戦争の危機を多分に生ずる事となる^{ヘ)}。対米戦争の事を考ふると共に、今の政治家に対する刺戟の事も合せ考ふるときは、戦争は成るべく早いが宜い^{ト)}と云ひました」(「勾坂資料」3・52—53ページ)。

つぎに後藤の陳述。「菅波中尉ハ自己ノ抱懷シテ居ル国家改造ノ精神ニ付テ次ノ様ニ述ベマシタ。我々ノ主義ハ生命ヲ重ンスルモノテアルヨリ宜キ生命ノ希求カ中心ヲ為スモノテアル。人間ノ生命ヲ除イテ何者モナイ日本ノ古来ノ思想モ總テ生命ヲ第一義トスルモノテアッタ。近頃行ハレテ居ル唯物的思想ハ吾人ノ排斥スルトコロテアル。此ノ点カマルクス乃至餘他ノ西洋ノ社会改造ノ思想ト根本的ニ異ナルトコロテアル。即チ我等ノハ純粹ナ^{チ)}

ル日本精神ニ立脚スルモノテアッテ又日本ノ改造ハ日本的ニ行ハルヘキテアル。決シテ直
 訳の共産主義社会主義乃至ファシズム等ニ依ルヘキテナイ。近頃左翼ノ者ノ右翼転向カ盛
 ニ行ハレルカ例ヘハ赤松克麿ノ国家社会主義ナソテモ其ノ所謂左翼的思想ヲ棄テタノテハ
 ナク国家ト云フモノノ価値ニ氣カ付イテ之ヲ無視スル事カ出来ス所謂「ナショナル」ヲ通
 シテインタナショナルヘノ思想ニヨリ国家ヲ過程トシテ利用仕様ト云フ考ヘテアル。決シ
 テ純粹ノ国家主義テハナイ。我々ノハ飽迄国家カ本ニナリ日本ノ精神ヲ世界ニ宣布シ万国
ヲ同化シテ世界的大帝国ヲ建設シ以テ世界万民ノ幸福ヲ図ラウト云フノニアル。又露西亜
 ナソテヤッテ居ル社会改造ノ精神ハ事実上万民ヲ等シク貧乏ニ仕様ト云フノテアル。無産
 者独裁ニヨリ無産者ノ程度ヘ他ヲモ引下ケ様ト云フ考ヘテアルカ我々ノ考ヘテ居ルノハ国
 民ヲ等シク富裕ニセントスルノニアル。低イ者ヲ高イ標準ニ引上ケ様ト云フノテアル。又
 斯ノ如ク運動ニハ宗教心カ必要テアル宗教心ナキ者ノ失敗ヲ支那ニ見ル事カ出来ル。日本
 ニ於テモ多クノ改造運動ニ此ノ精神カ欠ケテ居ル。只共産党ハ其ノ思想ニ於テハ云フヘキ
限リテナイカ其ノ殉教的熱意ニ至ッテハ感嘆ノ外ハナイ^{ル)}之カ故ニ彼等ハ強ク隠忍シテ屈セ
ス地下運動ヲ続ケル事カ出来ルノテアル。共産主義者カ今日日本ニハ二百名トカアルト云フ
 カ之ハ勿論正式ニ認メラレタモノテ之丈ケノ者カ全国ニ広カルト恐ルヘキモノニナル之ハ
 速ニ何トカセネハナラヌ。益之^{ル)}ト對抗シ否ナヨリ以上ノ殉教的熱意ヲ以テ真ニ国家ノ為ニ
死生ヲ度外シテ行為スル事カ出来ルノハ現在ニ於テハ我々ノ外ニナイト自信シテ居ル。」
 「改造法案ニ付テハ次ノ様ニ話サレマシタ。之ハ飽迄大綱テアル故ニ細部ノ点迄ハ明示シ
 テナイ反復熟読シテ書カレサル意義ヲ悟ルヘキテアル……又自分ハ此ノ法案ノ精神カ実現
 セラルルノハ之ヲ実施シ始メテヨリ三十年ヲ要スルト思フ即チ此ノ精神ニ依テ養成サレタ
 人間カ一人前トナル時テアラウ又改造法案ハ極端ニ国家權力ヲ強調シテアルカラ自由ト云
 フ精神ニ乏シイト考ヘラレル虞^{ヲ)}レカアルカ之又熟読シテ統制アル正シキ自由ノ意義ヲ解ス
 ヘキテアル。……尚来ルヘキ改革ヲセラレタ日本ハ潑刺タル青年ニ依テ進マネハナラヌ吾
 人ハ新興国家ノ中心カ青年テアルト云フ事ヲ明治維新ノ日本ヤ土耳其ノ革命ニ之ヲ見ルノ
 テアル。又偉大ナル改革ヲ為シ国家ヲ進展セシムルニハ一部ノ犠牲ハ避ケル事ハ出来ナイ
 即チ不正ナル者ヲ除カネハナラヌ之モ又大化改新明治維新等ノ歴史の事実ニ見ル事カ出来
 ル……我々ハ軍人トシテ之ヲ行フニ最モ適當ナル使命ヲ付与セラレタモノト云ハネハナラ
 ヌ今ヤ真^{カ)}ノ日本精神ノ保存セラレテ居ルノハ軍人テアル什ウシテモ軍人カ国民覚醒ノ先頭
 ニ立タネハナラナイト思フ。」「政党財閥權力階級等ノ腐敗墮落ニ関シテ語ラレタ事ハ余リ
 ニ沢山モナク能ク覺ヘテ居リマセヌカ……政党カ財閥ヲ背景トシテ其ノ金力ニヨリ存立
シテ居ル為政党ニ依テ成ル政策カ軍隊ヲ使用スルハ之レ軍隊ヲシテ資本家ノ走狗トラシム
ルモノテアルト云フ説ヲ為シ左翼ノ者カ軍隊ヲ攻撃スルカ實質的ニ云フト^{ヨ)}實際サウ云フ風
ニモ考ヘラレル之ハ什ウシテモ国政ノ根本ヲ正シキモノニシテ斯ル批難ノ生セヌ様ニシナ

クテハナラヌ……常ニ民ノ疾苦ト云フ事ヲ話シテ居ラレマシタカ現制度現経済機構テハ什
 ウスル事モ出来ヌ之ハ金権王国タル財閥資本家ノ横暴ニ依ルモノテ政府カ之ヲ背景トシテ
居ル以上何ントスル事モ出来ナイ之ハ財閥ト政党トノ結託ニ依ル政府ヲ除クヨリ外ハナイ
 スクスル事ニヨリテ国民ハ始メテ財閥政党ノ桎梏カラ免レル事カ出来ル。此ノ民疾苦ヲ見
 テハ黙シテ居レナイ」(「地裁史料」3・33—35ページ。なお、「勾坂資料」3・634—638ページ
 には「菅波講話の概要」が、641—646ページには菅波自身の「我日本民族は如何に生くべきか」
 がそれぞれ収録されている。とくに後者では、英米との戦争の必然性、満蒙への進出と日本の人
 口問題、世界資源の公平な分配を主張しながら、膨張主義の正当化を試みる文脈がみられるが、
 感化を受けた側の資料で考察する必要上ここには掲出しない)。

前掲した丸山氏の「現代政治の思想と行動」(上・下)が「日本ファシズム」の分析に
 威力を発揮するのは周知であるが、本稿における菅波や池松の史料に対しても同じことが
 いえる。その異同の検証を一々行うことが本稿の目的ではないが、取敢えずここでは、
 「反革命」の前衛《ル》参照》が、あたかも革命側の前衛を彷彿させる鋭い現体制批判を
 展開する(同書、下、273—288ページ)《ロ》ハ)ニ)ホ)ヨ)タ)参照》；軍が出動する条件
 は、大衆を「反革命」に向けて組織する余裕がなく、しかも改革の担い手の主観では対外
 緊張が急激に高まっていると捉えられる状況である(下、280ページ)《ヘ》カ)参照》、の
 2点をまず採り上げておこう。以上の点はそのままだ池松の「公判史料」にも明白に現れて
 来るであろう。このほか、《イ》ヌ)》は北の「国体論と純正社会主義」の記述(たとえば、
 「進化する国体」説については、「北一輝著作集」第一巻、214ページ以下など。また、「資本家間
 のみの合同を更に全社会の大合同に來らしめ、……全社会を驚くべく富裕ならしむることに在
 り」、同前、66—67ページ)そのままだであるが、《ヲ)》には菅波独自の批判が現れている。
 《ト)チ)リ)》は、それぞれ「公判史料」において、日本固有の“有機的生命体”観念、
 “融合同化”方式による“八絃一字”観念の高らかな宣揚として、菅波によるこの伝播は
 とりわけ池松の真面ぼくを現わすまでに凝った展開をみせることになる。この最後の部分
 は紙幅の関係上、別稿で改めて取り扱う予定である。また、《ロ)ワ)タ)》などは、まさ
 しくテロリズムの必然性に対する心情を語りかけたものであろう。

では菅波は士官候補生らを“教唆煽動”したといえるのか。影響力行使の一形態を指す
 この用語自体が、既に反社会的価値の表現でもあるから、菅波自身はこの見解を真っ向か
 ら否定している。「私は決して候補生等を煽動した事はありません。」(「勾坂資料」3・16
 ページ)、「私は前述の見解は有って居りますが、夫れは直接行動を以て貫徹仕様とは考へ
 て居りませぬ。」(同前、18ページ)。これに対して陸軍省側の調査書・「菅波中尉講話の概
 要」には「此外に幾多煽動的の談話を為したるならんも」との立場で、菅波と候補生との
 一問一答を記しているがそのなかに、「私は君に勉強するなどは言へません。私は君に其

の事を進めては学校に対して済みません。只心の修養は学術勉強の中でも出来ます。御互が道を一にして報國の至誠を磨くのです。決して勉強するなどは此菅波は言へません。」(同前, 636ページ) という箇所がある。では士官候補生側は菅波のこの“送信”をいかに受けとめたか。池松の場合についてみると、「菅波中尉は日本改造法案大綱及公民自治本義に書いてある思想と同様の思想を有する人で、我々に対しても其の思想を話して居たのであります。今回の件に付ては、同中尉は前述の通り私等を戒めました位ですから決して応援的な言動に出た事はありません。尚菅波は万己むを得ざる場合は直接行動に出る事を是認するの意見を有しては居りましたが、之は百パーセントの成功を成し得る場合にあらざれば決行せないと云ふ考への様に思ひました。そして直接行動に出る事に付ては、菅波の指導が幾分影響があったと思ひますが、夫れは無論全部ではありません。私等の性格其のものが根本を為すものと思ひます。」(同前, 50ページ)。石関の陳述もほとんど重複する内容であるが、念のため引用してみよう。「菅波中尉ハ日本ノ現況カ直接行動ヲ以テ起タネハナラヌ状態テアル事ハ豫テ云フテ居リマシタ。私等モ夫レニ共鳴シ肝膽相照シテ居タノテアリマス。カ菅波中尉ハ我々ニ対シ一緒ニヤラウト積極的ニ勸メラレタ事ハアリマセヌテシタ。元来同中尉ハ建軍ノ本義ニ基キ筋道ヲ立テテヤル考ノ様テシタ即チ陸軍ノ者カ菅波中尉ト同意図トナリ其ノ目的実行ヲ為サウト云フ機運ノ到来ヲ待チ然シテ決行仕様ト考ヘテ居ラルルモノト思フテ居リマシタ。斯様ナ考ヘテハ百年河清ヲ待ツ様ナモノテ此ノ点カ我々ノ考ヘト異ツテ居リマシタ。我々ハ一日ノ猶予モナク決行スヘキ必要ヲ認メテ居リマシタ」。そして、米津事件について自分の責任を語ったところで、菅波は彼等に対し、「御互ニ軍律ハ守ラナケレハナラヌト云ハレマシタ」(「地裁史料」3・154—155ページ)。これらの陳述にはあるいは菅波の立場を守ろうとする配慮が働いていたかも知れないが、それでもなお、其の影響を否定してはいない。十月事件のとき、すでに直接行動を目指していたという篠原の決意に至っては、さらに菅波の影響に直結していたように見える《同前, 189ページ。なお, 202ページには、「菅波中尉ハ直接行動ヲ以ッテ起ツヘキテアルト云フ事ヲ私等ノ共鳴ヲ予想シツツ述ヘラレタ状態カアリマシタ。ソシテ同中尉カ其ノ所信ヲ述ヘテ居ル間ニ我々候補生ヲ激励サス様ナ述方ヲサレタ事モアリマシタカ……」という篠原の微妙な認識が語られている》。とりわけ「軍律を守れ」という菅波の戒め(石関の陳述)は、次の野村の陳述でその真意を暴露する。「金清カ菅波中尉ニ対シ十月事件ノ時ニ兵ヲ動カシタトスルナラハ夫レハ私兵タラウカト云フ事ニ付尋ネタ事ニ対シ菅波中尉ハソシナ場合ニハ私兵トハ云ハセナイト答ヘマシタ」(同前, 252ページ)。

非合法的行為主体への信念を固めさせる小カリスマの実態を考察したから、今度はこの事件の主謀者古賀清志(海軍中尉)の立場からその証言を引用してみよう。「何故士官候補生に会見を求めたかと云ひますれば、前から菅波三郎より士官候補生中には相当革命意

第27号 (1995)

識が高い者があって、性来一本調子であるから相当いきり立て居ると云ふ様なことを聞いて居たことがありますし……」（「勾坂資料」3・99ページ）。これらの資料から次のことが考えられる。一方には「百パーセントの成功」、すなわち陸軍上層と結びついて軍組織全体を背景とする権力視野に基ずき行動しようとする将校菅波の存在が浮かび上がる。他方には、「性来一本調子」、すなわちそのような権力的文脈にコミットしない候補生グループの存在が見えて来る。両者は互いに権力関係の視野をめぐって相容れない立場に分裂している。もし“教唆煽動”が、対象となる追従者たちを一定の目的・方向・日程に向けてコントロール出来た範囲の問題であるとするなら、菅波は候補生たちを、軍の秩序を犠牲にして憚らない国家改造運動の実行部隊に動員することには十分成功していたが、その政治日程にまで従わせることは遂に出来なかったということになるだろう。「池松獄中記」には、「あまり革新に夢中になっていたのも後には菅波も止めるようになり将校になってから実行すればよい。学校からにらまれては皆にも菅波にとってもよくないからという」「然し私達は夫には大反対で」「実行計画は一向実現しなかった。明かに私達は焦れ気味であった」（16ページ）とある。こうして若き士官候補生たちの間には、すでに菅波のコントロールを越えたテロリスト願望が横溢していたのである。古賀の証言は、菅波がその主観的意図如何に拘らず、そのような候補生たちをこの事件に直結させる媒介の役割を演じたことを示している。

さて、退校処分を受けた池松は配属先の連隊に帰らず、2月17日付で、士官候補生を免官となった。いったん大阪の長兄のもとを訪れたが（長兄はあたかも消防署長転任を怒って辞職中）、就職先を将校等に依頼するかたわら、「早稲田ノ夜学ニテモ這入り勉強スル考へ」（「地裁史料」5・697ページ。「池松獄中記」では政治経済部2年編入を志したという。19—21ページ）3月6日に再び上京した。しかるに五・一五事件の計画に池松が参加するようになったのは3月20日頃であるから、上京後間もなくといってもよいが、上京目的との関連は否定している（「地裁史料」5・676ページ）。とはいえ、池松は菅波グループの出会いを受けているのみならず大阪からの上京費用も候補生グループの募金によっており（野村の陳述。同前3・255ページ）、上京してからも上海出征中の菅波のアパート（表参道）や、安藤中尉の名義で借りた借家（大久保）などいずれも謀議のアジトに留守をかね、陸軍在籍中の人脈と固く結びついている（安藤中尉の証言。「勾坂資料」3・23、26ページ）。したがって池松は、依然として直接行動への意欲に燃え、その機会を窺いながらの上京でもあったといえよう（「地裁史料」5・720ページ）。この間に陸軍側と訣別したままの独立したテロ行動が、井上グループによって決行された。井上の盟友であった藤井の遺志を継承した古賀らは、血盟団事件に続く直接行動を果たす陸軍側同志にこの士官候補生グループを選んだ。この結びつきは、社会のあらゆる組織管理のコントロールの域外に形成され

ているアウト・ロウの人的結合関係がもたらす必然性——換言すれば他の結びつきを求められないこと——を意味してもいるだろう。こうして五・一五事件へと体制批判のエネルギーが結集した。

池松によると、「本年三月十日（20日カ）頃明治神宮表参道ノアパートニ安藤中尉 篠原候補生外候補生数名カ来マシタトキ安藤中尉カ篠原候補生ニ対シ海軍側テ士官候補生ニ会ヒタイト云フテ居ルト伝ヘマシタ際篠原カ其レハ海軍側テ決行仕様ト云フノテアロウト云フタノニ対シ安藤中尉ハソソナコトハナイダロウト云ヒマシタカ其際誰レカ士官候補生丈ケテモ武器カ手ニ入レハ出来ルカラ決行仕様ト云フタモノカアッテ一同其ノ気ニナッテ居タノテアリマシタ」（同前，677ページ）となっており，とくに池松が直接行動を言い出したわけではない。古賀は陸軍側候補生らに対して「吾々軍人ニハ武器カアルカラ夫レヲ以テ愈々此腐敗墮落セル政党財閥特権階級ヲ倒シ公正ナル国家ニ改造スル事ハ我々軍人ノ正シイ道ニ生ル所以テアル。此計画ニハ農民ノ一部モ憤起スル事ニナッテ居リ武器トシテハ手榴弾ヤ拳銃ハ海軍テ調達スルカラ陸軍側ニモ参加シテ貰ヒタイト思フカ芳シクナイカラ士官候補生ニ参加シテ貰ヒタイ。ソシテ決行後ハ憲兵隊ニ自首シテ一般輿論ノ憤起ヲ促ス積リテアルト申シマシタノテ私達ハ自分達モ同一思想ノ下ニ計画サレテ居ル事ヲ知ツタノテ直ニ参加スル事ヲ承認シ」（「公判史料」）と池松は語っているが，この内容は他の候補生のいうところと違いはない。そうして，陸軍大臣に就任した荒木に改革の期待をかけていた菅波が上海出征（3月4日～4月30日。八木，前掲書，124ページ）から帰国してこのことを知り，士官候補生らの鋒起参加をその直前の当日昼過ぎ（池松に同行した坂元兼一の陳述。「地裁史料」3・373—374ページ）に制止した点（「勾坂資料」3・17ページ。将校間では，候補生らの暴発を抑止しようとの申合わせがあった。同前，18ページ）は，池松自身によれば次のようになっている。「君等ハ今度海軍ノ連中ト一緒ニナッテ遣ルラシイカ夫レテハ先ツ陸軍ノ統制カ乱レルシ夫レニ参加シテモ結局士官候補生ノ犬死ニナルノテアルカラ夫レカ惜シイト申シマシタカ夫レニ対シ私（池松のこと。筆者註）ハ我々ノ今回ノ決行ハ国家カ成長スル爲メノ必然的ナモノテ軍ハ其成長ヲ前提トシテノ存在テアルカラ国家ノ成長ノ爲メノ必然的行動ニ依ッテ軍ノ統制カ乱レルト云フ理由ハアリ得ナイ。又仮令我々カ今回ノ決行ノ結果夫レカ犬死ニ終ッテモ何等後悔スルモノテハナイ……同中尉ハ決行ノ日時ヲ訊ネマシタカ私達ハ夫レニハ返事セス」（「公判史料」）。ここでは菅波の制止は決定的に無視され，テロリズムの実践に賛成しない彼は，もはや池松らにとってのカリスマでもなかった。テロリストたちは結束して独り歩きをはじめていたのである《金清の陳述。「池松宅ニ篠原他三・四名ノ候補生ト落ち会ツタ際ニ將校ナト、云ッテモソウ頼リニナルモノテハナイカラ候補生自ラ時勢革正ヲシナケレハ駄目テアルナト、語合ツタコトモアリマス」（「地裁史料」3・509ページ）。吉原の陳述。「結局最後迄身命ヲ捨テ、所信ヲ断行スルト云フ者ハ少ク学校カ

ラ注意セラレタリ或ハ自分ノ都合テ一人去リ二人去ツテ最後二十一名（池松を除く。筆者註）カ残ツタノデアリマス。本月三月二十一日直前頃ニハ最後迄踏ミ止マルモノハ先ツ十一名以外ニハアルマイト云フコトカ判リマシテ」（同前，485ページ）。また，八木の陳述。「今回ノ決行ニ参加シタ候補生ヲ加ヘテ約三十名ニ達シマシタカ昭和六年十二月下旬カラ昭和七年一月ニ至ル間ニ於テ米津三郎，池松武志ノ退校処分問題カ起キタ際学校当局ノ注意テ過半ハ転向シテ同年一月ヨリ二月マテノ間ニ於テ意識ノ強固ナ者カ十一名残ツタノデアリマス」（同前，80ページ）。

ここで注意を要するのは，彼らの行動をとらえればこのように一様でも，その動機に立ち入れば忽ち多様になることである。中島の場合に次のような注目すべき陳述がある。「五月十四日満鮮旅行カラ帰校致シマシテ同旅行中多少私ノ考カ変ツタノテ政党財閥特権階級等ニ対シ直接行動ヲ加フルト云フコトヘ思ヒ止マラウカト思ツタノデアリマス。其理由トシテハ縦令彼等ニ直接行動ヲ加ヘテモ結局国民一般カ自覚シナケレハ国家ノ建テ直シト云フコトハ完成シナイノテアルカラ国民各自ニ対シ言論的方法ヲ以テ……普及徹底セシメ特権階級政党財閥等ニ反省ヲ促スト云フ方法ヲトル方カ犠牲モ少ク平和ノ中ニ国家ノ建テ直シカ完成スルデアラウト考ヘタノデアリマス。併シナカラ十四日帰校スルト既ニ計画ハ整ヒ候補生配当ノ籤マテ出来テ居リマシタノテ其ノ期ニ及ンテ右様ナ事ヲ申出テハ決行カ恐ロシクナツタノデアラウト云フ様ナ誤解ヲ受ケル虞レカアリマシタカラ自己ノ心境ノ変化ハ之ヲ捨テテ一同ト事ヲ共ニスル決心ヲシタノデアリマス。」（同前，430ページ）。合法的改革路線に踏み止まろうかという揺れ動きが，もし陳述どうりだとすると，この事件に参加しなかった他の候補生たちの意識との臨界を示すものであろう（この内容は「陸軍史料」つまり軍法会議公判の陳述には見られない。なお，中島のこの陳述とは別の問題として，とくに「地裁史料」の予審調書では各被告に関する最後の部分だけ，あたかも被告らが突然，しかも一様に直接行動を激しく懺悔し自己批判したように記録されているが，全体の文脈から判断して不自然であり，しかも「陸軍史料」でこれらに相当する部分の記録と比較対照すると，意味がほとんどまったく異なっている。単に調書の形式を整えるためだけにあえて言わせたのではないかと考えられる）。臨界であるなら，それを越えさせた動機付けは，先に十月事件に参加したときの池松の事例で見たような“友誼”という連帯感だったのかも知れない。そうすると，池松は決行直前にはすでにその対極に立っていたことになるだろう。自己の行動原理に対する信念を既に確立していた《前頁，アンダーライン(a)の箇所》とみられるし，「沈滞した空気で不如意な社会にうごめくより私個人としても其の方が喜びだった。」（「池松獄中記」21ページ）という心境が語られている。それは何にもまして前衛意識の権化と化した人格の完成を意味する。この点がもっとも明白に表れている史料を示そう。「大に同志を糾合し，前述の如き思想の上に立つ社会機構の実現を計らうとしても語るに人少なく，況や警察及軍憲の鉄壁前に立ちて痴呆的蠢動をすることは許されませぬ。一刻を争ふ」

危機を前にして、海軍側の準備のあったのを幸ひ、単に大なる鉄槌となり反省を促し、身は犠牲となり、其の後の社会浄化は只後人に待って其の形式の如何を問はないと斯く決心して、同志と結び這般の事を決行したのであります」（「勾坂資料」3・50ページ）。つまり、自己の信条を社会に向けて顕示する手段であるテロリズムそれ自体が池松の生存目的となっていたわけである（動機のヴァリエーションを観るため、とくに言論機関との関係を意識した吉原の陳述を参照してみる。「当時ニ於キマスル言論機関ハ政權ト共ニ政党ノ私ニスル所デアリマシテ、苟モ自党自利ニ害アレバ玉石俱ニ焚クノ勢ヒデアリマシタガ故ニ、正義ノ士ノ厥起ヲ促ス余地ハナイモノダト思ヒマシタ。而モ彼ノ社会ノ木鐸タル新聞紙ノ論説記事モ未ダ以テ此国家非常時ノ打開ノ進捗ヲ見ルニ至ラズ、先覺憂国ノ士ノ国難来ノ叫ビモ未ダ以テ国民ヲ覚醒スルニ至ラナクッタノデアリマス。斯カル時期ニ於キマシテ、空論ニアラズシテ実行ヲ先トスル吾々ノ厥起ハ正ニ焦眉喫緊ノ急事デアルト信ジマシタ。而モ此吾々ノ厥起シタ後ハ、言論機関等ノ活動ガ十分ニ国民ニ徹底シ、此大事完成ヲ進捗セシメ得ルモノダト固ク信ジタノデアリマス。」〔陸軍史料〕371—372ページ）。

次に、古賀ら海軍士官側が位階を超えた同志の扱いをみせたことは、陸軍側士官候補生らの参加意識に決定的影響をおよぼした（後藤の陳述。「初ハ菅波中尉ニ從ヒ其ノ命スル様ニ動ク考ヘテアッタノヲ三月二十日以後古賀中尉ニ代ヘタト云フ事ニナリマス。然シ古賀中尉ハ陸軍將校達ノ様ニ私達ヲ輕視シマセヌテシタカラ其ノ間氣持ノ相違ハアリマシタ即チ我々モ相当任務カ重イト云フ事ヲ感シマシタ」—「地裁史料」3・71ページ。この点、木下半治「日本ファシズム史」上、188ページの指摘の通りであろう）。ここでカリスマの代位が行われたとでも言おうか（挫折感から一時退校を考えた古賀の屈折した精神遍歴をみると、とりわけ海軍における下士官への同情的態度や、安田善次郎を暗殺した朝日平吾に感激を覚えたことを含めて、自己の懊悩を時代転換へ向けての“使命感”に変質させたひとりのテロリスト指導者となる条件を十分に備えていたと思われる。「勾坂資料」3・75—80ページ）。既にテロリスト願望に満ちていた彼ら自身にとって、この役割認識がいかに満足すべきものであったかを、池松の「公判史料」によって以下に見てみよう。

「夫レテ我々ノ今回ノ決行ニハ誰レカ首魁ニナルト云フ事ハナイ全部カ首魁ニナルノテアリマスカ陸軍ノ公判ニ於テ為サレタ検察官ノ論告ヲ見マスト士官候補生等ハ其他諸般ノ職務ニ従事シタモノトシテ求刑シテ居ルノテアリマスカ夫レハ大ナル誤リテアリマス。今日ノ亡国的危機ニ対シテハ陸軍ニ於テモ又海軍ニ於テモ其將校等ハ皆左様ナ状態ヲ革正シナケレハナラナイト云フ定見ヲ持ッテ居タノテ其実行方法トシテ軍人ハ何等政治ニ意見ヲ発表スル途ヲ持タナイノテアリマスカラ非合法ニ依ッテ今日ノ特権階級財閥政党ヲ徹底的ニ遣付ケテ政權ヲ軍部ノ手ニ歸ス事ニ依ッテ我々ノ目的ヲ達成スル事ハ既定ノ事実デアッタノテアリマスカラ夫レカ古賀テアリマセウトモ古賀以外ノ者テアリマセウトモ軍ニ所属

スル者テアリマシタナラ誰ニテモアレ丈ノ計画ヲ立テル事カ出来タノテアリマス。左様テアリマスカラ今回ノ計画ハ古賀独自ノ考ヘニ依ッテ樹立サレタモノテハナイ事ハ云フマテモナイ事テアッテ從テ士官候補生等カ其職務上從事シタモノテナイ事モ明白ナ事実テアリマス。然ルニ誤レル考ヘヲ持ッタ当局ハ古賀ヲ以テ首魁ト為シ恰モ司令官カ参謀官ノ様ナ役割ヲ為シタモノト考ヘ士官候補生ハ其命令ニ從ッテ從属的行動ヲシタモノテアルト云ハシテ居ルノテアリマスカ士官候補生ハ今回ノ決行ニ於テ単ニ西洋流ノ軍編成ニ於ケル軍令官ヤ参謀官ノロボットトシテ活動シタモノテハ断シテナイノテアリマス。古賀カ首魁テアルト致シマスナラハ私モ当然首魁テアッテ古賀ハ私ヲ通シテ士官候補生ニ対シテ色々ナ意見ヲ求メタリ計画ノ承諾ヲ求メタリシテ居ルノテアリマスカ士官候補生等カ其從属的存在トシテ参加シタモノテナイ事ハ明白テアリマス。」(この内容の概約は、富岡福寿郎「五・一五と血盟団」昭和8年、弘文社、471—472ページにみえる)。

この史料にしても他の士官候補生の陳述にしても、「米津事件」の処分によって彼らがアウトロウの集団ヒステリーに追い込まれたというような形跡はとらえがたい(もっともその背景には、処罰のデメリットを軽視させた菅波の言動があることを註記しなくてはならない。後藤の陳述。「地裁史料」3・70ページ)。こうして、「捨て石」に結集した集団が形成された。石関候補生の場合は遺書を残して参加し(「陸軍史料」175ページ)、「桜田門」という表現は異口同音に語られている。

では直接行動が惹き起こす効果についてどのような期待が抱かれ得たのだろうか。彼らは海軍側が企てた戒厳令の発布という北の改造方程式はまったく念頭になかったと述べている(中島や石関の陳述。同前、93, 191ページ)。そのことは彼らが権力関係の視点を有しなかったことを意味するであろう。しかるに戒厳令の発布については、主謀者の古賀ばかりでなく、菅波もまたこの事件を知ると同じ方法により内閣書記官長森恪を首班とする親軍内閣を成立させる計画をたてて(秦、前掲書、59ページに記された菅波の回顧談話)、ほかの青年将校たちとともに、陸相官邸にかけつけたという。この動きを予測したかのように、士官候補生グループの間でも「軍部の支持を受ける挙国一致内閣」が成立するであろうと思ったという陳述がみられる(篠原・石関の陳述。「陸軍史料」63, 186ページ)。もっとも池松の場合はこれと違って、ニヒルで悲観的である。「我々ノ決行ニ依ッテ現在ノ斎藤内閣カ出現スルト云フ事ハ夢想タニシナカッタノテ矢張鈴木喜三郎邊リノ政党内閣カ出来ルト思ッタノテアリマス」(「公判史料」)。その池松でさえ、「我々軍人側ノ襲撃カ成功シー方農民側ノ変電所襲撃ニ依ッテ帝都ヲ暗黒化スル事カ出来マシタナラハ陸軍ニ於テハ中央ノ菅波等ノ憤起トナリ夫レカ全的波及トナッテ全国ノ将校ノ憤起トナルト思ヒマシタ」(同前)という期待を語っているのである。そのような期待に加えて、十月事件におけるクーデタ未遂の処罰が、行われなかったに等しいことは彼らはすでに周知である。それな

ら候補生のテロに対して軍はどう出るのだろうか。金清は決行も押しつまった5月10日頃のこととして次のように重要な陳述を行っている。「士官学校予科区隊長室ニ於テ同区隊長村中中尉ヲ後藤ト共ニ尋ネタ際同中尉カラ海軍ト事ヲ拳ケルノナラハ拳ケテモ宜シイ。自分トシテハ別ニ止メモシナイト申シマシタ。同中尉ハ此時既ニ我々士官候補生カ海軍側ト提携シテ事ヲ拳ケルコトヲ知ッテ居ッタ様デアリマシタ。ソシテ尚同中尉ハ君達カヤレハ後カラヤルモノカ必ス出ルテアロウ。現ニ陸軍ノ某方面ニ於テハ着々其準備カ出来テ居ルト申シマシタノテ私達ハ大ニ意ヲ強フシマシタカ同中尉ニ対シ私達カ海軍側ト提携シテ事ヲ拳ケルコトニ就テハ一言モ云ハス只今ハトウスルコトモ出来ナイト云フ様ナ事ヲ云ッテ其場ヲ濁シタコトカアリマシタ。」（『地裁史料』3・531—532ページ）。決行当日の菅波の制止に先立つこの村中の教唆によって得られた情報を前提とすれば、池松の公判廷における次の問答が俄かに意味を帯びて来る。

池松被告「我々カ憲兵隊ニ自首スルニ至ッタノハ我々ハ警官ニ逮捕サレタクナクッタカラデアリマス。夫レト今一ツハ我々カ決行シタノテアルカラ一時憲兵隊ニ引揚ケテ其中ニ軍部カ憤起スルニ至ッタナラハ其時ハ更ニ猛烈ニ襲撃ヲ開始シヤウト思ッタカラデアリマス」 神垣裁判長「夫レテハ自首シタト云フ意味ト違フノテハナイカ」 池松被告「左様デアリマス。私ハ普通ノ自首ト大イニ違フト思ヒマス」

もし池松の思惑通りに事が展開していれば、あるいはクーデタを期待される勢力とのつながりのなかで、誇り高い新たな役割に就く可能性が前もって彼らの間には認識されていたのかも知れない。しかしそれらの期待はあくまで彼らの主観の問題に過ぎなかった。秦、前掲書が指摘するように、親軍政権樹立に向けて工作中的の陸軍上層部の一人、参謀本部第三部長小畑敏四郎（陸軍少将）は、この事件のお陰でその努力が「水泡に帰した」と嘆いたといわれているからである（59ページ）。陸軍上層部とのつながりに期待をかける青年将校グループとこの「捨て石」集団とは、相互に背反した日程のままで五・一五事件は決行されたといつてよい《石関が「菅波中尉ノ考ヘヲ実現サスニハ私等カ出テ捨石トナリ茲ニ陸軍一般ノ覚醒ヲ促ス必要カアルト思ヒマシタ」（『地裁史料』3・155ページ）と述べているのは、この意味でまったく一方的な交信に過ぎないといえよう》。

以上に縷々と分析してきた過程の下で、池松は古賀らとともに海軍側の謀議に参画するかたわら、とくに陸軍士官候補生グループとの連絡に重要な役割を果たし、やがて決行の際は、古賀と共に内大臣牧野伸顕邸襲撃に加わり手榴弾を投擲（不発）、次いで警視庁襲撃グループに合流して発砲行為におよび、のち一同とともに憲兵隊に自首して、東京地方裁判所における公判の結果、懲役15年の宣告を受けることになる。

以下に「公判史料」の内容紹介に入る。池松のこの陳述の特色は、主としてその「国
第27号（1995）

体」ユートピア観念の構築にあると考えられる。しかし既に述べたように紙幅の関係上、その部分は別稿に譲り、本稿ではまずその体制批判を中心に配列してみたい。その構成は、膨大な量の全陳述の随所に現われて来る順不同の文脈のなかから、原文（毛筆縦書き、行書体）に従い整理、抜粋する筆者の編集を通したものである。その内容は当然のことながら、他の被告、特に陸軍側被告の陳述と重複ないし類似する部分があるが、その比較対照についても別の機会に譲りたい。

五・一五事件連累者のなかで池松は、「十月事件ニ関係シテカラ革新運動ニ必然的關係ヲ持ツ思想問題ノ研究ヲシヤウト思ツタ」「社会問題ヲ研究シ革新運動ノ場合ハ夫レニ参加シ其思想的役割ヲ担当スル積リ」（「公判史料」）と述べているように、とりわけ自らの思想構築に努力を払った跡がみられる。主謀者と目された古賀が証人として東京地方裁判所に出廷、陳述した折、「若シ私達カ国家及社会ノ組織制度ニ付テ纏ッタ理論ヲ持ッテ居タトスレハ、ア、云フ行動ハ執ッテ居ナイ筈テ、私達ノ行動ハ捨石的ナ第一線ト云フ意味テス」（「公判史料」）と述べているのとは対照的である（この点と、古賀がマルクス・レーニン主義の書物を読んだといい〈「勾坂資料」3・78ページ〉、池松は「マルクス・エンゲルス全集第一巻」を読んだのか、所持していてまだ読んでいなのか答えがあいまいなこと〈同前、3・49ページ〉とは別問題であろう）。池松が菅波の思想の影響を強く受けていたことは既に述べたが、その他にどのような人物と接触していたであろうか。まず書物を通じてその思考に絶大な影響を受けた筈の北については、「一回行キ合ッテ」「靈魂不滅ノ話シヤ同氏カ信仰ニ入ッタ動機等ヲ聴キ」「支那革命史ト云フ書籍ヲ読ンタコトカアリマスカラ其ノコトニ付テ孫文及ヒ其ノ首唱スル三民主義ニ付イテ尋ネマシタカ其ノトキノ答弁ハ感心シナカッタノテ今能ク覚ヘテ居リマセヌ」。「日本改造法案大綱」については質問の機会がなく、「其ノ後又行カウトモ思ヒマシタカ前ノ説明カ余リ感心シマセヌテシタノテ其ノ後ハ一回モ行ッタコトハアリマセヌ」（以上、「地裁史料」5・665ページ）といい、西田税、大川周明には面識がなく、井上には「一二回会ッテ同人ノ人生観、宇宙観ノ様ナコトヲ聴イタコトカアリマシタカ能ク判リマセヌ」（前掲の「池松獄中記」を参照）、権藤は「学者トシテハ尊敬シテ居リマスカ人物トシテハ大シタモノテハナイト思ッテ居リマス」（以上、「地裁史料」5・661ページ）、「昨年十一月頃篠原タツタト思ヒマスカ話シヲ聴キニ行カウト云フノテ権藤方ヲ訪レ其ノトキハ八隣通弊政(ママ筆者)トカ云フ講義ヲ聴テ帰り其ノ後篠原等ト一緒ニ同人ノトコロヘ行キ話シヤ講義ヲ聴クヤウニナッタノテアリマス」（665ページ）となっている。池松の体制批判の文脈には、財閥による政党政治支配という観点では菅波のそれを発展させたといってもよいであろうが、伝統回帰の論理や農村中心の体制改革構想などには明らかに権藤の直接的影響を看取することが出来る。とはいえ別稿で述べるように、権藤理論のキイ・コンセプトである“社稷”の観念は、藤井斉の場合と異なり、池松の

延々とした陳述のどこにも使われていない《参照として石関の次の陳述がある。「吾々ノ信念ト権藤成卿ノ信念トニハ根本的ニ差異ガアルト云フコトデアリマス。ソレカラ此ノ権藤氏ノ思想ノ当然ノ帰結トシテ、個人ガ生キングガ為ニハ天皇モ国家モ忠孝モ悉ク其ノ手段デアル、其ノ手段トシテ始メテ意義ガアルト云フ極端ナル個人主義ノ結論ガ出テ来マス。ソレヲ権藤氏ノ著書「自治民範」ニ於テ明瞭ニ述ベテ居リマス」(「陸軍史料」156ページ)。つまり、理論の水準ではなく、信念の水準に置き換えられて否定されている》。また、北が恫喝的な筆勢を用いてまで打ち破ろうとした伝統的家族主義国家の観念は、池松の場合、逆に新体制の価値観の中核に据えられているのである《同じく石関の陳述を参照。「殊ニ北一輝ノ「日本改造法案」ハ吾々ノ国体信念及ビ国体観念ニ反スルヤウナ所モアッタヤウデアリマス。又動機ガ不純デアルカラ反対スルヤウナ所モアリマス」(155—156ページ)》。従って、これらの思想がどこまで池松等の行動原理を規定していたかはきわめて疑問であり、改めて分析されるべき課題となるであろう(橋川、「超国家主義の諸相」237ページ)。

配列はまず共産主義と対決する「前衛」意識(「革命の前衛的意識」という言葉はいみじくも古賀が用いている。「句坂資料」3・83ページ)が国軍の危機との関連において如何に語られているかの点から入りたい。体制批判の要点は次のように考えられる。【共産主義運動により階級対立が促進されることは、国家の分裂を意味する。しかし“国家”こそは死を賭してでも守るべき共同体である(そのユートピア構築については別稿)。とりわけ国軍は下層階級の出身者から成るので、共産主義の戦術はおそろべき効果を発揮しつつある。そうして国軍の崩壊は国家の滅亡を意味する。これを阻止するためには一般社会の構成を共産主義の図式が機能しないように改造しなくてはならない。ところで共産主義は西洋社会の中から生まれ、これを解明する上では威力を発揮する。従って日本が西洋の国家体制に接近するほど、日本は共産主義の脅威に曝される。日本の現支配体制は共産主義にとってまさに格好の攻撃対象を提供している。致命的なことは、国民代表制度の虚構性であり、財閥に集中した富の不平等は、かえって政党政治の財閥依存をもたらし、その修正を阻んでいる点にある。その財閥は国際金融資本、とりわけアメリカ資本の支配下にある。しかも資本主義の矛盾、跛行性はすべて中小企業の倒産や農村の惨害に集中しており、階級分裂の進行は深刻である。何よりも農村は国軍の基礎であるにもかかわらず、今の支配体制を変えない限り、その救済は不可能なのである。】もちろんこのように一般化すれば、この事件の他の被告の発想との共通性ばかりが目立って、池松の独自性はそれだけ埋没する恐れがあろう。そこでこれ以上の立ち入った分析を控え、ここでは陸軍軍法会議予審における証人としての菅波の陳述を掲げて池松の思考と比較する便宜を図るにとどめる。

「昨年の満州事件において、日本の対外国策を大陸政策に復帰せしめんとする軍部の意
第27号(1995)

思並行動に対して国際協調主義を固守して之を妨害せんとしたるが如きであります。又私鉄買収問題、生糸の投売問題、明糖脱税事件等醜悪なる事実を見る事が出来ます。斯様な事実を徴しても、民政及政友何れの内閣も党利党略を旨とし国家を第二位に置いて居る事が認められます」「財権を私せる資本家と結託して国体破壊の根本の禍をなして居る政党色の浸潤が地方自治体を破壊して居る、茲に現在の政党政治に対する否定を生ずるのであります。亜米利加金融資本家の支配を受ける日本の金融財閥が、国際協調主義の政策を謳歌するは当然であります。従って英米追従の幣原外交を支持し、遂に屈辱的倫敦条約の締結に当り政党と財閥と、然して之等と直接間接利害の一致する特権階級と不義的結合を為したのであります」(「匂坂資料」3・14ページ)。

II

池松武志公判陳述記録(抜萃)

1. (国軍と一般社会の関係)

「国軍ハ国民皆兵ニ立脚シテ居リマスカラ社会思想ハ直ニ国軍ニ反映スル事ハ前ニモ申上ケタト同様テアリマスカ特権階級ノ存在ノ為メニ光輝アル国体ノ伝統的觀念カ薄弱ニナッタ社会ノ空気ハ直ニ軍隊内ニ影響スルノテアリマスカ軍隊ニハ純朴ナル農民カ多イ為メ将校カ兵卒ト同様ナ身分テアル為メニ辛シテ軍隊ニ限ッテ伝統的觀念ヲ維持スル事カ出来ルノテアリマスカ夫レカ戦争トナル時在郷ノ兵カ多数ヲ占メルノテアリマスカラ社会状態カ此儘推移シマシタナラハ軍人精神ハ根本的動揺ヲ来シ国軍ノ重大危機カ来ルノテアリマス。ソシテ左様ナ事実ニ拍車ヲ掛ケルモノハ軍隊ノ平民化テアリマス。色々ナ事情ニ依ッテ兵卒ヤ将校ハ上層階級カラ出ル者ハ非常ニ少ク其全部ト云ッテモ過言テナイ者ハ下層階級カラ出テ居リマスカラ社会ニ於ケル階級性カ明カナリマスト国軍ハ特権階級ノ番犬タル觀念ニ誤解サレ遂ニハ国民皆兵義務兵役ハ不能ニナッテ英国ノ夫レノ如ク志望兵傭兵ノ外ニ途カナクナルノテアリマス。」

「義務兵役国民皆兵ヲ基礎ト致シマストコロノ我国軍カ左様ナ政治ヤ社会状勢ノ不安ニ影響サレル事ハ当然テアリマス……一朝有事ノ際国内テハ軍需品ハ生産ニ対シテ不当ナ利得ヲ貪リ戦争成金ト云フ奴カ出来マス。其他色々ナ利益ヲ資本家ニ依ッテ独占サレ仮令ハ満鉄ノ場合ノ如ク満鉄カ我權益テアルト申シマシテモ其巨利ヲ占メルノハ資本家ト政権者丈テアリマス。然ルニ其経営開発ノ費用ハ租税トナッテ国民ノ負担トナリ若シ会社ニ爭議カ起リ少シ拡大シマスレハ補助憲兵ノ出動トナッテ憲兵ヲシテ自己ト境遇ヲ同ウシ故郷ヲ

同ウスル者ヲ弾圧サセルト云フ状態デアリマス。政治及社会状勢ハ斯様ニ国軍ノ基礎ヲ動カシテ居ルノテ其改革ノ曙光サヘ見ル事ノ出来ナイ有様デアリマス。ソシテ国軍ニ対シテ国際平和論者ヤ反軍国主義ヤ或ハ階級闘争ニ動機ヲ有スル共產主義思想等カ猛烈ニ侵入ヲ試ミルノテアリマス。我国軍ハ光輝アル伝統ト上御一人ノ御稜威ト幹部ト部下カ一致共同体テアルカ故ニ其本義ヲ固守シテ居ルニ過キナイノテアリマスカ夫レモ政治ヤ社会状勢ノ打開カナケレハ自然自滅ノ運命ヲ辿ルノテアリマス。茲ニ於テ軍ノ特性トシテ否我国軍ノ特性トシテ断然左様ナ自滅ヲ許スモノテハアリマセン。国軍ノ総テハ現在ノ上層階級ニヨッテ搾取サレテ居ル国民大衆其自身デアリマス。上御一人ノ直属トシテ近世日本ノ国運ノ発展ヲ一身ニ背負ッテ来タノテアリマスカラ国軍ノ危機即国家ノ危機ニ際シテハ止ムヲ得サル其自身ノ発動ヲ取ルノハ当然デアリマス。夫レカ現在ニ於ケル頻々タル軍部ノ国家改革運動デアリマスカ国軍カ其様ナ発動ニ至ルマテ如何ニ隠忍シテ来タカ」

2. (軍隊と国家改造の関係)

「特ニ軍人トシテ国家改造運動ヲ遣ラナケレハナラナイト思ッタノハ元来我国軍ハ申スマテモナク義務徴兵制度ニ依ル国民皆兵ニ基礎ヲ置キ軍人精神ノ根本ハ特色アル国体ニ基礎ヲ置キ忠孝一本デアリマス。而シテ軍ノ平和的存在及其戦闘行為ハ政治的意義ヲ全スルモノデアリマスカラ軍人各個ノ軍人精神的行動カ忠孝一致ニ叶フヤ否ヤハーニカ、ッテ其政治ノ運用及社会状勢ニ懸ッテ居リマス。若シ政治ノ根本カ国利民福ノ為メテナク而モ其ハ致命的腐敗ニ対シ曙光サヘナク社会状勢ニシテ階級分裂等ヲ為シ多数ノ軍人ノ家庭カ被搾取的立場ニ立ツ傾向カアッタナラハ軍ノ幹部ハ職業的給付ヲ受ケナイ部下ニ対シ平時ノ教育スラ出来ス戦時ニ於テハ部下ヲ死地ニ働カセル事ハ出来ナイノデアリマス。故ニ軍成立ノ骨子テアル軍人精神ヲ樹立スル事カ出来ス国軍ノ自滅ヲ招ク事ニナルノデアリマス。ソシテ国軍ノ自滅ハ国家ノ自滅トナルノテ……」

3. (共産主義運動の国軍に及ぼす影響)

「彼等(共産主義者のこと。筆者註)ハ軍隊ヲ上層階級ノ奴隸ノ様ニ考ヘテ居リマス。ソシテ軍人ニナル事ノ名誉テアルト思ッタ美風ハ少クナリ入営シテモ形式的ニ義務サヘ果セハヨイト云フ潑刺味ノナイ兵隊カ多クナリ中ニハ故意ニ徴兵ヲ忌避スル者カ出テ来ル有様デアリマス……軍隊教育ノ困難ハ一通リテハナク昔日ノ家族的軍隊觀念ハ屢々薄ライテ行クノデアリマス。其上共産主義者ハ彼等ノ伝統的戦術ニ依リ軍隊ニ対スル赤化運動ハ猛烈且巧妙ヲ極メルノデアリマス。彼等ハ兵隊ノ中ニ交ッテ入ッテ来テ模範兵トナリ兵卒ノ人望ヲ集メテ赤化ヲ図リ或ハ交際ヲ利用シテ外出ノ際ニ於テ或ハ上官ニ対スル不平ヲ利用シテ兵卒ヲ彼等ノ運動ノ中ニ引込ミマス。夫レカ平時ニ於ケル対軍隊戦術デアリマスカ非常

時ニ於ケル戦術ニハ又特殊ナモノカアリマス。先ツ召集兵ハ其思想分野カ判ツキリシマセンカラ監視ヲ逃レテ戦争ヲシナカラ宣伝シ又内地カラ送ラレタ慰問品ヤ手紙ニ宣伝文書ヲ入レテ煽動シマスカ左様ナ方法ニ至ッテハ実ニ陰險ナモノテ国軍ニ取ッテハ最モ恐ルヘキモノテアリマス……共産主義其モノ、勢力ハ未タ我国ニ於テハ決定的テハアリマセンカ今述ヘマシタ弊害其自体カ共産主義ノ矛盾ノ現ハレテ居ル所以テ共産主義カ決定的勢力ヲ獲得致シマシタナラハ必然亡国ノ運命テアリマス。共産主義ノ根本基調ハ哲学ニ基礎ヲ置ク唯物論テ総テノ有機体ヲ唯物的分裂的ニ觀生命的総合的ニ觀ナイノテアリマス。左様テアリマスカラ生命体ノ最大特徴アル伝統性ノ生命的存続ヲ認識シ得ナイノテアリマス。

(a)

《3・4の(a)については別稿で詳しく紹介する》

4. (共産主義批判)

「先ツ其国家論ノ矛盾テアリマス。共産主義ハ欧米ノ社会機構ノ中カラ生レタノテアリマスカラ其国家論モ当然欧米諸国ノ発生ニ根拠ヲ置イタモノテアリマスカラ夫レカ欧米諸国ヲ説明シテ居ルカ何ウカラ申シマスト共産主義者ハ国家ヲ定義シテ政治的並ニ経済的強力者の利己本位的搾取体形(ママ) テアルト云ッテ居リマス。左様テアリマスカラ彼等ニ取ッテ支配者ナルモノハ無用ノ存在テ国民ニ取ッテ搾取者テアリ利己の利用者テアルカラ有害ナ存在トナル訳テアリマス……然シテ之ニ其一族若シクハ有力ナ人民カ支配者ヲ圍繞シテ特権的貴族トナリ支配者ハ国民カラ租税ヲ徴収シ又ハ之ヲ集メテ外国侵略ニ使ツタノテアリマス。兎ニ角以上ノ觀察テ西洋式ノ国家カ説明サレタト致シマスナラハ共産主義者ノ国家論ハ西洋流ノ国家ニハ完全ニ相応シテ居ルノテアリマス。併シ西洋流ノ国家ト雖モ以上述ヘタ丈テハ決シテ成立シテ居ルノテハアリマセン。夫レカ如何ニ暴虐ナル支配者ノ国家テアッタト致シマシテモ支配者本位ノ半面ニハ必ス国民ノ生存的要望ヲ満シテ居ルノテアリマス。即チ国内ノ秩序維持ハ国民生活ノ安定ニ欠クヘカラサルモノテアリマス。ソシテ之等ハ国民ニ取ッテ必然的要求テアリマスカラ国家其モノハ支配者本位ノミテアルト云フ事ハ許サナイノテアリマス。夫レテ西洋流ノ支配関係ニ於テ見ル場合階級分裂ハアリマシテモ国民ト支配者トノ相互依存タル事ニハ毫モ変リハナイノテアリマス……唯階級闘争ノ觀念ヲ唯物的ニ配スル丈テ支配者ト人民トカ融合シテ生命体的成長ヲ遂ケントスル勢力 (日本のこと。筆者註) ^(a) ヲ全ク看過シテ居ルノテアリマスカラ彼等ノ国家論ハ西洋流ノ国家ニ対シテサヘモ根本的ニ過ッテ居ルト云ハネハナラナイノテアリマス。」

「次ニ唯物史觀ノ矛盾テアリマス……民族又ハ国家ハ個人ヲ基礎トシテ成立スルモノテ個人ハ一種ノ生物ニ過キス而モ進化論ハ生物ノ総テハ進化過程ノ一現象ニ過キナイト論シテ居ルノテアリマス……生物ハ決シテ唯物的動機ノミニ依ッテ動クモノテナイ事ヲ証明致

シマス。アミーバーハ動物ラシイ動物ノ最下等ナモノテ夫レハ色彩ニ対シテ好悪ノ反応ヲ示シマス。アミーバテサヘ喰ハンカ為メニノミハ動カナイノテアリマスカラアミーバーヲ進化元祖トスル他ノ生物カ喰ハンカ為メニノミ動カナイノハ当然テ孔雀ハ自己ノ美イ羽ヲ見テ貰フ事ヲ喜ヒマス。又猿ノ中ニヨク夫婦生活ヲ営ンテ相助ケルノカ見受ケマス左様ニ生物一般ハ如何ナル下等動物ト雖モ決シテ喰ハンカ為メニノミ動クモノテナイ事カ明カテ從ッテ夫等ノ事実ハ唯物史觀ノ範疇カラ越ヘテ居ル事ハ明カテアリマス……牧草ヲ追フ遊牧の移動ハ唯物的の移動テアルト云フ事カ出来ルテアリマセウカ。彼等ハ豊穰ナ土地ニ居テモ他ノ土地ヘ移動シテ居ルノテアリマス。ソシテ或ハ大海原ヲ越エテ或ハ険シイ山ヲ越エテ或ハ氣候ノ障碍ヲ越エテ移動シタノハ決シテ唯物的ノミニ依ッテハ説明出来ナイ事テアリマス。……アレクサンドル大王ノ印度マテ遠征シタ事ヤ フンヌノ西ヨーロッパ遠征ハ夫レハ単ニ喰ハンカ爲メノモノテナイ又サラセン帝国ノ完成ハ唯物的の動機ニ依ルモノテナアリマセン。又近クハ世界大戰モ同様テアリマス。夫レハ英独ノ単ニ貿易競争ノミニ原因スルモノテナッタナラハ世界中カアノ戦禍ニ捲込マレル筈カナカッタノテアリマス……以上ノ様ニ検討シテ見マスト唯物史觀ナルモノハ空想的ナモノテ唯物的の動機ハ歴史ノ一部分の動機ニシカ過キナイノテアリマス。国家又ハ民族ハ先ツ国民ノ衣食住ノ安定ヲ要求シ其要求カ満サレタナラハ更ニ夫以上ノ要求ヲスルノテアリマス。夫レカ即チ道德ニ於テ宗教ニ於テ文芸ニ於テ要求シ又ハ征服ニ邁進スルノテアリマス。左様ナ事実カラ見マシテモ歴史ヲ造ル動機ハ唯物的ナモノ許リテハナク夫以外ノモノカ如何ニ多イカ、判ルノテアリマスカラ社会ヲヨクスルモノナリト云フ共產主義理論ノ中ニ生物ノ中ニサヘ発見出来ナイ下等動物ノ境涯ニ人類ヲ落スヘキモノカアリマス事ハ最も恐ルヘキ矛盾テアリマス」

「次ニ彼等ノ經濟理論ノ矛盾テアリマス。經濟理論ハ彼等ノ根本生命テアリマスカ此処ニ於テモ彼等ハ超人間的理論ヲ主張シテ居リマス。其基礎トスルトコロハ強制労働ト無条件給付ヲ以テ完全ナル共產体ノ社会ヲ實現サセントシテ居ルノテアリマスカ、彼等ハ夫レニ依ッテ現代經濟機構ノ矛盾テアル生産過剰利潤ノ不平等の分配カ除ケルト思ッテ居ルノテアリマス。併シ世界ハ平面幾何テモナク又科学ノ実験テモアリマセン。共產主義ノ理論ハマルクスニ依ッテ礎カレマルクスハ夫レヲイギリスノ都市工業カラ帰納シタノテアリマスカ三十有余年間ロンドンニ過シ以テロンドンテ生ヲ終ツタ彼トシテ夫レハ当然ノ事テアリマス。ソシテ彼ハ其理論カ農業ニモ妥当スルモノト信シテ居タノテアリマスカ夫レカ果シテ妥当スルヤ否ヲ述ヘテ見マス。彼ハ機械工業ノ生産ハ直接生産ニ従事スル労働者ニ依ッテ生産サレルノテアルカラ其生産品ノ価値決定ハ労働者ノ全的生活費ヲ基準トシタ労働賃金ニ依ルヘシ經營者及資本家ハ不当利潤ノ不当取得者ニ過キナイト称シ所謂労働価値説ヲ唱導シテ居リマスカ此労働価値説ノ是非ハ別トシテモ機械工業ニ於テ労働者カ決定的役割ヲ演スルカ何ウカハ重要ナル問題テアリマス。筋肉労働ハ機械工業ニ於テ其資本ト經營

ト対峙シテ最大限三分ノ一ノ役割ヲ演スルモノテ此質的均衡ヲ失ヘハ機械工業ハ成立シナクナルノテアリマス。労働者ハ資本家タル事モ又経営者タル事モ出来ナイノテアリマスカラ労働者ヲ主体トシテ無条件的給付ヲ前提トシ強制労働ヲ決行シタナラハ機械工業ハ所期ノ能率ヲ挙げ生産ノ順調及利潤ノ公平カ出来ルト思ツタラ大間違テアリマス。共産主義革命ヲ決行シ今述ヘマシタ様ナ生産方法ヲ取ツタ労働者ハ完全ニ失敗シタテハアリマセンカ。マルクスノ實際ニ帰納ノ本源トシタ機械工業ニ於テサヘ根本的過誤カアルノテアリマスカラ夫レト性質ヲ異ニシタ農業ニ於テ其理論カ妥当スル筈カアリマセン。」

「次ニ労働者專政ノ矛盾テアリマス。此労働者專政ハ共産主義ノ政治形態テ彼等ハ人間生活ハ唯物的テアリ国家ノ行事ハ經濟政策ノミヲ基本トシ經濟ハ労働者ノミヲ主役トスルト云フ假定ニ立ツモノテアリマス。勿論之ハ世界何処ノ国家ニ於テモ適用サレナイモノテアリマス。第一労働ハ經濟ニ於テ決定的主役ヲ演スルモノテナイ事ハ前ニモ述ヘタ通りテ從ツテ国家ハ經濟的行事ノミヲ行ウモノテアッタトシテモ労働者專政ハアリ得ナイノテアリマス。而モ国家ハ断シテ經濟行事ノミヲ行ウモノテハナイノテ国民ノ生活目標其モノテアル家庭社交宗教道德教育等ノ幸福ヲ計ル為メニ政治ヲ執リ国家ヲ保護スル為メニ国防ヲ行ヒ而シテ之等ヲ国家的ニ或ハ個人的ニ保証スル為メニ初メテ經濟的行事ヲ行ウノテアリマス。左様テアリマスカラ労働者專政ハ国家ニ行ウ事ハ出来ナイノテアルカ夫レカ況シテ有機的ニ自然的ニ成長セル家族的血族の我国ニ於テハ断シテ行ハレルモノテハナイノテアリマス。仮ニ労働者專政カ行ハレルト致シマシタナラハ夫レハ国家ノ自殺テアリ又我国以外ノ国家ト雖モ其存続ヲ遂ケルモノテハナイノテアッテ其平面的理論ノ矛盾ニ依ルモノテアリマス。次ニ共産主義者ノ云フ國際主義ノ矛盾テアリマス。共産主義者ハ現在ノ国家ノ總テヲ解体シテ労働者專政ニ依ル國際的国家ヲ樹立セントスルノテアリマスカラ夫レハ大ナル誤リテアリマス。地球上ハ地理的必然性ニ依ツテ人類ノ割拠性ヲ招致シテ居リマス。夫レカ有史以前ノ人類ノ分布トナリ延イテハ人種ノ區別トナツタノテアリマス。元來人種ハ地理的相違カラ生シタモノテ動物的分類ノ範疇ニ属スルモノテハナイノテアリマスカラ永イ歴史ト伝統ハ人種間ノ非融合性ヲ決定的ニシテ終ツタノテアリマスカラ世界ヲ打ッテ一丸トスルト云フ事ハ空想タニ許サナイ事テアリマス。殊ニ我国ニ於キマシテハ他國ニ比シテ地理的ニ於テ人種のニ於テ歴史的ニ於テ最モ深く其特色ヲ持ッテ居リマス。我々ハ国家ノ生命体ノ必然的要素トシテ同時ニ其生命体ノ中ニ於テ初メテ存在スルモノテアリマスカ其国家ヲ失ッテ終ヘハ必然我々ノ滅亡テアッテ彼等ノ云フ様ナ國際主義ニ依ツテ我々ノ幸福ハ到底約束サレナイノテアリマス。」

まず、池松自身、公判廷では、共産主義思想の原典翻訳を読んでいないと明言していることを指摘しておかなくてはならない。「元來私ハ共産主義者ノ聖書トモ云フヘキマルク

スノ資本論やレーニンノ著書等ハ全ク読ンテ居リマセンカラ唯社会ニ流布サレテ居ルトコロノ共産主義思想ニ対スル極メテ常識的観念カラ之ニ対スル所見ヲ申上ケルノテアリマス」(公判史料)。そうすると、共産主義を論じた間接的書物と新聞や雑誌ないしは講演などにより得た知識の水準でこの批判が構成されていたことになる。北の“社会的進化論”の文脈の影響もみられるが、「半」インテリ思想構築作業であることを免れない。石関の陳述にみられたような“信念”の水準であるなら、あえて原典を読んでの批判という必要を感じなかったのであろう。この点と関連して、以上の論法の特徴は、別稿で紹介するような国体ユートピアを共産主義の理念(?)に対決させる形而上学的方法《4の(a)参照》をとっていることである。この論法を用いれば、如何なる思想をも形式的には否定することが可能であろう。なお、物質主義批判は社会機構の根本的矛盾から大衆の目を逸らせる意味をもつ；国軍と国家を同一視させる軍勢力と軍隊精神の自己目的化、などの丸山氏の指摘(「現代政治の思想と行動」上、37および、下、310ページ)が参照されよう。さらに、菅波の説話には共産主義者に対する一種の賛嘆が見られたが、池松の陳述にはそれがない。菅波の煽動技術とみるか、池松の前衛意識の切迫とみるか。

5. (皇族と国民)

「次ニ皇族ノ意義ニ付テ申上ケマス。……現行法ハ此皇族ノ意義ヲ曲解シ英国式ニ考ヘ特権階級ト同様ニ見做シテ居リマス。之ハ実ニ大ナル間違テアリマス。即チ英国ニ於テハ王室モ特権者テアルカラ王室ノ特権ヲ分与シ貴族ノ上位ニ位シ政治的ニモ特権ヲ享有シテ居ルト云フ存在テアリマス。然ルニ我国ニ於テハ伝統性ニ従ヒ皇族ハ多ク軍籍ニ御入りニナリマスカ事実ニ於テハ全ク形式ニ過キス徒ラニ特権階級ノ弁護材料ヲ与ヘテ居ルニ過キナイカ然ラハ皇族ノ其ノ国家的意義ハ何カト申シマスト第一直系血統ノ維持テアリマス。之ハ生物ノ自然トシテ皇室直系ノ血統カ絶ヘル虞レカアルカラ夫レニ備ヘナケレハナラナイノテアリマス。第二ニハ天皇ノ家長的責務ヲ補佐スル事テアリマス。例ヘハ天皇ノ御名代トナラレタリ人民トノ接触ヲ多クシタリシテ補佐サレルノテアルカ……特権階級ニ口実ヲ与ヘル政治的特権ノ分与ノ如キハ特権階級ノ腐敗ト共ニ一部国民ニ疑惑ヲ与ヘ其本来ノ国家的意義ニ悪影響ヲ与ヘルモノテアルカラ必ス之ヲ廃スヘキモノテアリマス。」

「国民ノ意義ハ天皇ヲ翼賛スル事即チ天皇ノ御生命カ国家的意義ヲ獲得シタル天皇ニ向ッテ自己ヲ投入シテ行クトコロニアルノテアリマス。天皇ハ天皇ノ御生命ニ自己投入ヲナシ、国民ハ天皇ニ自己投入スル事ニ依ッテ茲ニ緊密ナル家族的血族的生命体ナル国家カ成立スルノテアリマス。勿論 天皇モ国民モ肉体其自身ニ於テハ平等テアッテ血族的自然的伝承ニ従ヒ 国家ニ対シテ自己ノ本分ヲ盡ストコロニ天皇ナリ国民ナルモノカ成立スルノテ之ハ西洋流ノ個人主義ニ依ッテ解釈スル事ノ出来ナイモノテアリマス。仮リニ解釈スルト

致シマスナラハ明カニ両者トモ犠牲的存在トナリマス。華族ノドラ息子ノ様ナ事ハ天皇ニハ出来ナイ事テアリマスカラ天皇ヲ特権者ノ如ク解スルハ日本ニ於テハ根本的誤謬テアリマス。国民モ亦個人主義的觀念カラ自己ノ幸福ノ為メニ国家カ存在シテ居ルカノ如ク考ヘルノハ同様ニ大イナル間違テアリマス。家族的国家ノ爲メニ自己ノ本分ヲ守リツゝアルト云フトコロニ個人存在ノ意義カアリ、然シテ国家ノ目標ハ其家族的団欒ニアルノテアリマスカラ自己ヲ国家ニ投入シテコソ個人主義的觀念者ニハ到底味フ事ノ出来ナイ真ノ個人ノ幸福カ約束サレルノテアリマス。……歴史上ニ現ハレタル実力者ノ政治的進出モ国家存続ノ為メニ天皇翼賛ノモノテアリ斯克シテコソ又国民ノ支援モ受ケタノテアリマス。古来我國民ハ個人主義的民権ヲ要求シタ事モナク又国民ニ対シテ天皇權ノ拡張ト云フ様ナ事ハ決シテナイノテアリマス。マシテ天皇ト国民ノ中間ニ一ツノ独立セルカラヲ形成シタ貴族ト云フ様ナモノカアッタ事モナイノテアリマス」

特権階級の否認に際し、「米津事件」のときに池松が書いたとされる“天皇サラリーマン”説は影を潜めている。おそらく国体ユートピア觀念を構築する作業の過程でこの主張は家父長としての天皇の位置づけのなかに吸収されていったものと思われる。なお、家族的生命体国家論と天皇の関係についての分析は別稿に譲る。

6. (特権階級の否認)

「特権階級ノ勢力範囲ハ貴族院元老ノ及宮中ノ重臣テアリマスカラ彼等ハ夫等ノ機関ヲ通シテ或ハ直接ニ又ハ間接ニ其醜惡ナル弊害ヲ社会ニ及ホスノテアリマス。ソシテ彼等ハ政治的ニ於キマシテモ社会的ニ於キマシテモ特権階級テアルノテアリマスカラ其為メニ彼等ハ何ヨリモ先キニ無茶苦茶ニ現状維持ヲ欲スルモノテアリマス。其望ハ特権ノ拡大強化ヲ計ル事テ以上ノ二点カ政治上ニ及ホス弊害トナルノテアリマス。夫レテ貴族院ノ弊害ニ付テ申上ケマスナラハ現代ノ如キ代議政治ニ於テ其基本タル議會ノ半分ヲ形成スル貴族院カ全国民ノ万分ノ一ニモ足りナイ階級ニ交替的世襲的ニ占メラレテ居ル不合理ハ申スマテモナイ事テアリマス。彼等ハ政党政治カ形容ヲ整ヘルマテハ直接政權ノ運用ヲ要求シ其政權ノ運用ハ衆議院ヲ無視シ国民ノ輿論ヲ無視シタモノテアッタノテアリマス。然ルニ其後政党カ政權ヲ運用スル様ニナツテカラハ若シ其政党政權者カ特権階級偏重ノ政策カラ離レテ国民本意(位ママ)タラント致シマスナラハ彼等ハ貴族院ヲ利用シテ其政党政權者ニ不当ナ圧迫ヲ加ヘタノテアリマスカ夫レハ貴族院ハ衆議院ノ様ニ簡單ニ解散スル事カ出来ナイカラテアリマス。彼等ハ常ニ政權者ニ対シテ追放的威嚇ヲ以テ利権屋的政党ヲ利用シテ自己ニ不利ナ政策ハ少シモ実行セシメス反ッテ己ニ有利ナ政策ヲ行ハシメテ政党ノ利喰ヲ見逃シ国家ノ利益ヲ無視スルノテアリマス。左様テアリマスカラ衆議院テ決議サレタ議案

テモ彼等ニ夫レカ不利ナ場合ハ遠慮ナク握潰シ或ハ否決シ止ムヲ得サル場合ハ其議案ヲ骨抜キニシテ終フノテアリマス。次ニ元老テアリマスカ此元老ナルモノハ我国ニ於ケル憲法上何等法律的存在テハナイノテアリマス。従ッテ元老ハ何等ノ責任ヲ持タス又何等ノ制限モ受ケナイノテアリマス。然ルニ政權ノ移動ハ一ニ掛ッテ其意志ニアルノテアリマスカラ立憲政体ニ於キマシテハ元老ノ存在タルヤ世ニモ不思議ナ存在テアリマス。而モ其元老ハ必ス特權階級ニ属シテ居ル者テアリマスカラ国利民福ヲ計ル事ハ断シテシナイノテアリマスカラ国民ノ意志カ的確ニ反映シタ政權ノ移動カ行ハレナイノテアリマス。従ッテ左様ナ方法ニ依ッテ移動シタ政權ハ国民ヲ無視シタ政治ヲ行ウ事ハ勿論テアリマス。夫レカラ又政治家ニ取ッテハ此元老ノ意志一ツテ政權ニアリツケルカ否カ決スルノテアリマスカラ政策ヲ御馳走トシテ奉仕スルノテアリマス。又政權ヲ維持シテ居ル政治家ハ其維持ノ存続ノ為メニ了解ヲ求メニ行キマス。ソシテ元老ノ鼻息ヲ伺ッテ政策カ立テラレルノテアリマスカ其政策ニハ元老ハ何等責任ヲ負ハナイノテアリマスカラ其弊害ハ当然テアリマス。左様テアリマスカラ元老ハ天皇ノ御名ヲ借りテ政治上ノ絶対的主權者化シテ居ルノテアリマスカラ其存在ハ国体上カラ申シマシテモ絶対ニ許スヘカラサルモノテアリマス。次ニ内大臣ノ弊害テアリマス。内大臣其他宮中ノ重臣ハ宮中のノ輔弼ニ任スルモノテアリマスカラ政治ニ干涉スル事ハ明カニ越權テアリマス。而モ其越權タルヤ法律ノ不備ニ乗シ又自己的ノ動機ニ出ツルモノテアリマスカラ弊害ヲ生スル事ハ当然テアリマス。内大臣ハ政權ノ譲渡ニ関シテ小元老の役割ヲ演シ平時ノ重要政策ニモ容喙シテ其運用ヲ妨害シマス。其他ノ重臣ノ弊害ハ一々明カニ致シマセンカ所謂宮中方面ノ空氣ニヨリト称シテ政權ノ更迭カ行ハレタリ政策カ行詰ッタリスルノハ其等重臣ノ策動ニ依ルモノテアル事ハ明カテアリマス。以上述ヘマシタ様ニ貴族院ハ代議制ヲ乱シ元老内大臣其他宮中ノ重臣等ハ政權ノ譲渡權ヲ占有シ重要政策ニ干涉スル現状テアリマスカラ真ノ立憲政体トハナラス變態のナモノテ夫レニ基キ政党政治ヲ起シマシテモ政党ハ国策樹立ニ向ッテ邁進スル事カ出来ス国民モ又選挙ニ總テヲ囑スルコトモ出来ナイノテアリマスカラ特權階級ノ存在ハ現代政治ノ紊亂ノ決定的導因ノ一ツテアリマス。」

「又大名ノ版籍奉還モ地方長官の失政者トシテ夫レハ当然ノ事テアッテ毫モ功トスル事テハアリマセン。而モ彼等ヲ其儘放置スレハ失政ト財政的破綻ヨリ没落スルノハ当然テアッタノテアリマスカ版籍奉還ニ依ッテ其負債ヲ新政府ニ引継キ或ハ踏倒シタリシテ自分ハ公債ヲ以テ莫大ナル資産ヲ獲得シタノテアリマス。斯クシテ彼等ハ亡フヘクシテ亡ヒナカッタ利益ヲ得タ許リテハナク莫大ナル資産ヲ得テ其上政治的特權ヲ許容シタト云フ事ハ以テノ外テアリマス……藩閥華族ハ大カレ少ナカレ維新後ノ日本ニ對シテ功勞カアッタノテアリマスカ其勢力ヲ利用シテ自己推薦的ニ華族ニ列シタ事カ果シテ公正ト云フヘキテアリマセウカ……然ルニ維新ノ功勞者ニシテ彼等ヨリ功勞カ大キクシテ不幸国難ニ殉シ華族ノ

恩典ニ浴シ得ナカッタモノカ沢山アリマス……例ヘハ吉田松陰ノ如キテアリマス。松陰ハ贈位五位ヲ授ケラレテ居マス此從五位ハ今日軍人ニ於テハ大尉位ノ人達カ授ケラレル位階テアリマスカ吉田松陰ノ功勞ハ今日ノ大尉位ノモノテアリマセウカ。其不公平ナ事ハ茲ニ於テ極ッテ居ルテハアリマセンカ夫レハ一人吉田松陰丈テハナイノテアリマス。斯様ナ事ハ藩閥華族ハ如何ニ子孫偏重ニ基ク利己主義テアルカ、判ルノテアリマス。而モ彼等ハ功臣トハ云ヘ当時ニアッテハ既ニ利権漁リヲ事トシ人材登用ノ途ヲ塞キ過度ノ欧米化ヲ以テ日本ヲ毒シ後代甚シク其禍根ヲ残シタノテアリマス。左様ニ藩閥華族ニ付テモ多クノ矛盾カアルノテアリマスカラ仮ニ華族制度ヲ許スト致シマシテモ徹底的ニ其清算ヲ為スヘキテアルト思ヒマス……華族ニ列スルトキ厳密ナル選択ニ依リ国民トシテ国家ノ枢機ニ参与スルニ相応シイ人物テアッタト致シマシテモ其子孫カ同様ナ責務ヲ国家ニ尽スモノテナイ事ハ歴史ハ事實ヲ提供シテ尽ク夫レヲ証明シテ居ルノテアリマス。彼等ノ多クハ利己主義現状維持主義ニナッテ国家ノ進運ニ伴ハス必ス害毒ヲ流ス様ニナリマス。ソシテ祖先ノ功勞ヲ埋合ハシテ国家動乱ノ致命的素因ヲ作ルノテアリマスカラ世襲其モノニ生物学的矛盾カ含マレテ居ルノテアリマス。」

7. (代議制の虚構性)

「政党ハ立憲政体ニ基キ政治的勢力ヲ議員ニ有シ議員ハ国民ノ選出ニ依リ乍ラ何故ニ大多数ノ国民ノ生活ヲ脅カシ延イテハ国家ヲ危機ニ導クカ如キ政策ヲ取ルニ至ルカト申シマスト夫レハ現代代議制ノ全面的矛盾ニ因ルノテアリマス。……議員候補者ハ代議士ノ卵テアリマスカラ候補者トシテ国家ノ選良タラントスルニハ先ツ信望アル者カ立候補セネハナラナイノテアリマスカ事實ハ之ニ反シテ居リマス。議員ニ立候補スルニハ供託金トシテ先ツ二千円要シマスカ其為メ中流階級以下ニ有力ナ人物カアッテモ事實上立候補出来ナイ様ニ法律ハ阻止シテ居リマス。次ニ選挙費用トシテ少クトモ一万円ノ金カ入用テアルカラ議員候補者ハ先ツ金ノ問題カラ通常上流階級テナクテハナラナイト云フ状態テアリマス。左様テアリマスカラ農民等ハ代議士等ハ金持テナクテハナレナイモノ、様ナ先入的觀念ヲ持ッテ居リマスノテ地主トシテ平生極端ナ搾取ヲ受ケ乍ラ其地主ニ投票シテ、自分ノ立場ヲ主張スル為メニ自分ト同一立場ニアルモノヲ議會ニ送ラウト云フ考ハ持タナイノテアリマス。若シ彼等ニ左様ナ考ヘヲ持ツ事カ出来タナラ此不当ナ搾取カラ逃レ皆テ協力シテ一人位ノ候補者ヲ立テル事カ出来ルノテアリマスカ以上述ヘタ様ナ事情テ夫レカ出来ス候補者ノ時既ニ国民大多数ヲ占メル中流以下ヲ代表スル者ノ立候補ハナク上流階級ヲ代表スル者ノミニ依ッテ占メラレルノテアリマス。併シ選挙権ハ尚国民一般ノ手ニアルノテアリマスカラ夫レカ上流階級ノ代表テアッタニシロ真実ニ国家ノ成長ヲ念願スルモノテアッタナラハ投票ニ依ッテ真面目ナル大衆ノ意見ヲ代表シテ幾分ナリトモ国家的犠牲ヲ緩和スルテア

リマセウカ投票ニ於テモ立候補ノ場合以上ニ大衆ノ意志ヲ蹂躪シテ居ルノテアリマス。国民大衆ノ無自覚ニモ依リマスカ候補者ノ投票買収官権ノ圧迫ト云フ様ナ醜惡ノ限リヲ尽シテ代議士ヲ作ルノテアリマスカラ彼等ハ国民ノ選良等ト威張ルカ実ハ国民ニハ全ク縁ノナイ而モ予テカラ国民大衆ヲ犠牲ニシテ生キル少数ノ上流階級ノ代表テアルノテアリマスカラ積極的ニ大衆ヲ蹂躪スルニ至ル事ハ余リニモ明瞭テアリマス。況シテ彼等ハ政党ヲ組織シテ政權ノ運用ヲ一種ノ營利事業ト心得テ居ルノテアリマスカラ大衆ノ意志ノ蹂躪ト搾取トハ最初カラノ計画ニ依ルモノテアリマス。其処テ議員ハ形式丈一國ノ選良トシテ自己ハ地盤ヲ有スルモノトシテ議會ニ臨ムノテアリマスカ議會ニ於ケル彼等ノ行動ハ全ク自己ノ選挙民無視ニ終始シテ居リマス。……彼等ハ選挙民ニ一言ノ断リモナク党ノ所属ヲ買収ニ依ッテ変更スルノテアリマスカ夫レカ為メニ選挙ニ掲ケタ政策ノ変更トナルト云フ全ク形式モ事実モ余ストコロナク御都合次第ト云フ横暴振テアリマス。以上ノ如ク立候補ノ矛盾投票ノ矛盾議員ノ選挙民無視等ニ依ッテ我国ノ普通選挙ハ過去ノ制限選挙以来全ク無意義ナモノテ從ッテ代議制其モノモ全然意味ヲ為サナイノテアリマス。……此外議會ノ半分ヲ形成シテ居リマストコロノ貴族院ノ議員モ決シテ国民カ賛意ヲ表シテ成立シテ居ルモノテナイ事ハ申スマテモナク明白テアリマス。……議會ニ於ケル代議士ハ政策ノ批判ト政權ノ獲得トノ二ツヲ目的トシテ居ルモノテアリマス。併シ健全ナル政策ノ批判ト俗流ノ政權獲得トハ両立シナイノテアリマス。此事ハ蓋世ノ聖人ノ出生ヲ待ッテ始メテ期待出来得ル事テアリマス。議員等ハ政策ノ批判ニ政權獲得慾ヲ追従サセル事ナク逆ニ政權獲得慾ニ政策批判ヲ追従セシメルノテアリマス。之ハ人情ノ自然ノ趨勢テアルノテアリマスカ議會ハ政府ノ政策ニ対シ自発的ニ国民ノ意見ヲ開陳スル所テアリマスカラ何ヨリ先ニ政策批判ヲシナケレハナラナイノテアリマス。而シテ政權ノ獲得ハ其政府カ政權ノ運用ニ能力ヲ失ッテカラ始メテ行ハルヘキモノテアリマスカラ議會ニ於テ政策批判ト政權獲得ヲ同時ニ為ス議員ハ有害無益テアリマス事カ判ルノテアリマス。夫レテ議員ハ反対党ノ議案ニ対シテヨカレ悪シカレ理由ノ如何ヲ問ハス反対シ政權獲得ノ為メニハ陰謀ヤ暴力ヲ違ウシ国家モ国民モナキ有様テアリマス。斯クシテ議會ハ完全ニ利權乞食ノ政權市場トナルノテアリマス。……政党ハ或重要政策ヲ遂行スルニ多数ノ力ヲ借リルト云フトコロニ其意義カアルノテアリマスカ現下ノ政党ハ其本来ノ意義ヲ忘レ歴史的感情的カ政党存在ノ意義トナッテ居ルノテスカラ反対党ノ政策カヨカレ悪シカレ反対スルカ為メノ反対ヲ為シテ公正ナル批判ヲ一蹴シテ横車ヲ押スノテアリマス。左様ナ次第テアリマスカラ政策批判ト政權獲得慾ノ矛盾ヲ激化セシメル事ニナルノテ一政党カ一度政權ヲ獲得スルヤ其弊害ハ徹底的トナリ選挙制ハ矛盾ノ上ニ躍ルトキ夫レハ亡國のトナッテ政党政治ノ致命的諸弊害ノ源トナルノテアリマス。」

「我国現下ノ代議制ハ夫レニ立脚セル政党政治ト共ニプロシヤ法ヲ加味シタ英國ノ夫レ

ヲ直輸入シタモノデアリマス。英国ノ政治及社会ノ発達ハ我国ノ夫レトハ根本的ニ相違スルモノデアリマス。左様デアリマスカラ我国ニ於ケル現下ノ政党政治ノ根本的過誤ハ我国ノ伝統性ニ立脚シナイト云フトコロニアルノデアリマス。然ラハ其伝統性トハ如何ナルモノカト申シマス。我国ノ政治的伝統性ハ其民族的並ニ地理的特性ニ依リ世界ニ比類ナキ特性ヲ持ッテ居リマス。其特性ハ常ニ上カラノ政治デアッテ而モ民主的デアッタト云フ事デアリマス。^(b)血族的中心テアル主權トシテノ天皇ノ存在ハ民族ノ自然的要求デアッテ其意義ハ民族ノ要望ヲ充スニアッタノデアリマス。左様デアリマスカラ主權ノ発動ハ常ニ民主的デアッタノデアリマス。而シテ此民族的原因ヲ益助長セシメタノハ地理的關係ニ因ルモノテ大陸ニ於テハ古カラ動乱カ相續キ從ッテ主權ハ国民ト離レテ更迭セサルヲ得ス何等血族的ナ自然性ノナイ主權トナッテ夫レハ民族的要求ヨリモ支配者トシテ夫自身ノ個人的要求カラ存在スルニ至ッタノデアリマスカラ左様ナ主權ニ民主的発動ノアル筈カアリマセン。又英国ノ場合ハ其主權ハ前ニモ述ヘマシタ様ニ夫レハ個人主義的存在デアッテ其上英国ニハ貴族ト云フ特殊ナ階級カアッテ夫レカ王室ト国民トノ間ニ一ツノ権力トシテ存在シテ居ルカラ権力ハ此三者ニ分割サレ国家ノ維持ニハ此三者ノ権力均衡カ絶対ニ必要トナリ今日ノ政体ヲ組織シ貴族ハ貴族テ貴族院ヲ組織シ国民ハ国民テ衆議院ヲ組織シ権力ヲ分立スル事ニ依ッテ初メテ完全ナル政党政治ヲ行フ事カ出来タノデアリマス。然ルニ其国情ヲ無視シ英国ノ政治形態ヲ其儘我国ニ輸入シ而モ夫レカ政党政治ニ因ルノデアリマスカラウマク行カナイハ寧ロ当然デアリマス。之カ即チ現下ノ政党政治ノ根本的過誤デアリマス。」

《(a)》には、大衆を組織的に動員する手段としての政党政治の利用価値とその断念という軍の側からの観点が潜在的に表現されているように見える。

《(b)》は家族主義国家の政治過程として池松が主張する観念であるが別稿に譲る。

8. (政党政治の弊害)

「政党政治ノ弊害ノ根本基調ヲ為スモノハ党利主義及党利主義ヲ背景トスル利己主義ヲ以テ国家ノ政權ヲ弄フ事デアリマス。……彼等ハ政權獲得ノ前ニハ責任的実行ノ熱意ノナイ而モ抽象的文字ニ過キサル政策ヲ羅列シ時々之ヲ看板ノ塗替ヘト称シテ商店ノ顧客吸引策ト何等変ルトコロカナインデアリマス。ソシテ彼等ハ其看板ヲ掲ケテ選挙ニ臨ムノデアリマス。彼等ニハ何等国家的観念ハナク道德的ニモ政治的ニモ責任ヲ感シナイノテアルカラ選挙ニ於テ先ツ議員候補者ニハ彼等ト同シク營利主義利己主義ヲ以ッテ動ク乾分ヲ立テ其足りナイ所ハ同シク利己主義ヲ以テ動ク地方ノ有志ト称スル金満家ニ公認ナル文字ヲ高い価格ヲ以テ売付ケ補フノデアリマス。斯クシテ選挙戦ニ乗出スノデアリマス。自己ノ一票カ政權ノ運命ニ何程ノ意義ヲ有スルカト云フ事ヲ夢想タモシ得ナイ一般大衆ハ候補者ノ

獅子吼スル長広舌ニ対シテハ殆ト興味ヲ持チマセン。又一国ノ政策カ国民生活ノ上ニ重要テアルト云フ事カ判ッタニシロ政党ニ信用カ置ケナイ以上夫レハ何ウスル事ノ出来ナイ事テアリマス。左様テアリマスカラ選挙演説ハ反对党及反对党ノ候補者ノ中傷惡罵ト選挙民ノ泣落シニ終始シテ甚シキハ国民ノ窮乏ニ付込シテ選挙ブローカーノ活躍トナリ買収ヲ遣ルノテアリマス。当選サヘスレハドンナ形ニ於テモ回収ノ出来ル方法ヲ知ッテ居ル候補者ハ法律ト云フ婉曲ナ方法ヲ以テ選挙ブローカーニ買収費ヲ出スノテアリマス。斯クテ選挙ブローカーハ一円一円ノ価格ニ於テ投票ヲ買収シテ廻リ夫レテ当選スルト今度ハ冷酷ナ方法ヲ以テ搾取スルノテアリマス。左様ナ醜惡ナ選挙戦ヲ經テ当選者ハ一國選良ナリト称シテ帝国議會ニ乗付ケ今度ハ議會ニ於テ醜惡ノ限りヲ尽シ恰モ政權市場カ何カノ様ニ心得テ反对党カ政權ヲ握ッテ居ル場合ハ其政策ノ当否ニ拘ラス反对シ、口テ反对ヲ云フ許リテハナク足踏ヲスル押掛ケテ行ク演壇カラ引摺降ス毆ル蹴ルト云フ醜態テアリマス。ソシテ政權獲得ニ対スル彼等ノ熱意ハ益々白熱化シ流血ノ騷マテ演出シテ居ルカ世人ハ日比谷戲場(ママ)ト称シテ或者ハ歎キ或者ハ嘲笑スルノテアルカ彼等ハ夫レテ国家ノ政治ニ参与シ国家ノ代議士トシテノ使命ヲ果シテ居ル様ナ顔ヲシテ居ルノテアリマスカ実ニ悲ムヘキ状態テアリマス。次ニ申上ケマスノハ政權ノ濫用テアリマス。政党内閣カ失政ニ失政ヲ重ネニ進モ三進モ行カナクナル事カアリマス。夫レモ国民ノ公約テアル政策ノ行詰リト云フ事テハナク内閣ノ不統一トカ重臣方面即チ特權階級方面ニ信用ヲ失ッタトカ云フ場合ニ多イノテアリマス。サウスルト元老ハ何ウ云フ標準ニ依ッテ爲スノカ判リマセンカ別ナ政党ノ首領ヲ總理大臣ニ推スト其首領ハ時コソ来レト政權ノ国家的組織ノ中ニ党利主義利己主義ノ政策ヲ盛立テ先ツ重要ナ役人ヲ交迭シマス。之ハ公正ナ政党政治ニ於テハ当然ナコトテアリマスカ其属僚ノ改廢ニ至ッテハ完全ニ党利主義利己主義ニ基イテイルノテアリマス。次ニ自己政策ノ徹底ヲ期スルト称シテ地方長官満鉄ノ首脳部マテ苟シクモ陛下ノ御命ニ依ルモノテアル事ヲ忘レテ政党色の交迭ヲ行ウノテアリマス。其結果地方自治ノ徹底的蹂躪トナリ地方庁ノ役人ハ勿論小学校ノ教員カラ村役場ノ吏員果ハ其小使ニ至ルマテ内閣ト運命ヲ共ニスルト云フ状態テアリマス。斯様ニ其内閣カ確立スルト徐ロニ其本領ヲ發揮シ彼等ハ多クノ選挙費用ヲ投シテ居ルノテアルカラ先ツ高利貸の回収ヲ始メ同時ニ党利ノ将来性ヲ保証スル為メニ党勢ノ拡張ヲ計リマスカ此兩者ハ概ネ同一政策ニ繰込マレテ作用ヲ開始シ地方民ヲ喜ハス為メニ無用ナ鐵道ヲ敷設シ同時ニ敷設費用ノ幾分ハ商人ノ手ヲ經テ又ハ直接ニ政党ノ懐ヲ肥シマス其他財閥ノ走狗トナッテ財閥ト一緒ニナッテ売國的ニ腹ヲ肥スノテアリマスカ、其結果国民ハ過重ナ負担ニ苦ムノテアリマス。斯様ナ事実カ極端トナリマスト時々法ノ裁キヲ受ケルノテ其為メニ政党ヲ繞ツタ醜惡事實カ曝露サレ国民思想ニモ大キナ惡影響ヲ与ヘマス。然ルニ滑稽ニモ其政党ハ思想対策ヲ立テマス。ソシテ今日ノ学校教育カ惡イトカ宗教心カ足りナイトカ外来思想カ惡イトカ云ッテ其根本原因カ自己ノ行

動及夫レニ依ル政治ノ腐敗ニ依ル社会制度ノ欠陥テアル事ヲ少シモ反省シナイノテアリマス。議會ニ臨メハ其言論ヲ無視シ野党トチャンバラヲ遣ッテ其革正スヘキ立場ニアル事ヲ忘レ議員ノ歳費値上ケニ対シテハ満場一致ヲ以テ可決スルノテアリマス。ソシテ議會カ若シ解散トナルト買収ノ選挙ニ臨ミ巡查マテヲ政党色ニ塗潰シテ選挙ノ干涉ヲ遣リ反对党ニ対シテ不法ナ弾圧ヲ加ヘ反对党ノミノ選挙違反ヲ檢舉シ検束スルト云フ始末テアリマス。左様テアリマスカラ我国ノ選挙ニ於テ反对党カ多数ノ議員ノ当選ヲ見ル事カアリマセン。唯一度清浦ノ変態内閣ノ下ニ於テ為サレタ選挙ノ時ニ野党カ勝利ヲ得テ居リマスカ之ハ清浦カ政権利喰ヒカ拙劣ナ事ニ基因スルモノテアリマス。殊ニヒドイノハ田中内閣ノ時与党テアッタ政友会カ絶対ノ多数ヲ獲チ得ナカッタノテ醜惡ナ議員ノ買収ヲ遣ッタノテアリマス。事茲ニ至ッテハ選挙モナク解散ノ何タルカノ意義モナク制度ノ総テヲ残サス蹂躪シテ終ッタノテアリマス。実ニ此内閣ニ至ッテハ露骨ニ党利主義ヲ現ハシテ其政権ノ擁護ニノミ終始シタノテアリマスカ他ノ政党内閣ト雖モ大同小異テアッテ其存在ノ意義ハ国家ヲ亡国ニ導ク以外何モノテモナイノテアッテ之ヲ歴史的ニ見マスナラハ藤原氏ノ専横時代ヤ徳川幕府ノ末期ニ現ハレテ居ル政権ノ紊乱ト少シモ異ナルトコロハナイノテアリマス。政党ニ取ッテ政権ノ運用ハ一種ノ營利事業テアリマスカラ彼等ノ重要ナ関心事ハ利喰ト政権ノ維持及国民ノ瞞着トテアリマス。而シテ其利喰ハ直接ノ目的テアッテ他ハ夫レニ附随スルトコロノ手始テアリマス。左様テアリマスカラ彼等ハ先ツ合法的ニ利喰ニ向ッテ邁進致シマスとコロカ夫レカ昔ノ武家政治ノ時代ノ様ニ租税其モノヲ以テ直接自分ノ懐ヲ肥ス訳ニハ行キマセンカラ最モ便利ナ方法トシテ財閥ヲ利用シテ必要ナ場合ニハ御用商人ナルモノヲ設ケルノテアリマスカ之カ政党ノ財閥ニ対スル阿附トナル根本原因テアリマス。財閥モ御用商人モ自分ノ利益ニナル事テアルカラ積極的ニ之ニ応シテ来テ遂ニハ財閥ハ政党ヲ自己ノ利益ノ為メニ飼育スル様ニナルノテアリマス。ソシテ之カ色々な形ヲ取ッテ国民ヲ搾取スル機關トナルノテアリマスカ其主タルモノヲ挙げマスナラハ先ツ官有物ノ払下ケト云フ事實ヲ挙げル事カ出来マス。之ハ政党ハ適当ナ資本家ヲシテ之ニ安ク官有物ヲ払下ケタ其利潤ヲ奉納サレルノテアリマスカ夫レハ勿論巧妙ナル方法ヲ以テ行フノテアリマス。次ニ私設鉄道ノ買収テアリマス。之ハ欠損続キノ私設鉄道ヲ之ニハ幾何カノコミッションヲ奉納サセテ政府カ買上ケヲスルノテアリマス。夫レカラ今度ハ保護関税テアリマス。之ハ必要ナソシテ幼稚ナ或種国内産業ニハ当然必要テアリマスカ、彼等ハ之ヲ濫用シテ資本家ノ生産物ノ不当値上ケヲ計リ国内消費者カラ不当ナ搾取ヲ行ハシメ其利潤ヲ資本家ト山分けスルノテアリマス。左様テアリマスカラ彼等ハ米価カ下落シテ農民ハ餓死線上ニ追詰メラレテ居テモ外米ニハ高率関税ヲ課サウトハシナイノテアリマスカ之ハ農民カラ高率関税ニ依ル利潤ヲ徴収スル事カ出来ナイカラテアリマス。次ニ資本家カ自業自得ニ依ッテシタ資本家ノ破綻ヲ救済致シマス。第百銀行ヤ鈴木商店等ニ見受ケラレルノテアリマスカ此銀

行救済ハ勿論預金者ノ為メニモナルノテアリマスカ其破綻ハ小口預金者ノ責任テハナク預金ノ払戻ハ当然為サルヘキモノテアリマスカラ結局銀行ノミカ救済ヲ受ケタ事ニナルノテアリマス。然ルニ近来農村ノ疲弊ハ極度ニ達シ其状況ハ前ニ橘孝三郎カ述ヘタ様ニ徹底的ニ救済ヲ遣ラネハナラナイノテアルカ夫レニ對シテ何ウ云フ事ヲ遣ルカト云フト農村低利融資ト云フモノヲ遣リマスカ之ハ単ニ地方銀行ヲ潤ハセル丈テ何等農民ノ救済ニハナラナイノテアリマス。又農民救済ナリトシテ土木事業ヲ遣リマスカ之テハ農民ヨリモ請負業者ト材料生産者カヨリ多ク救済サレテ農民ノ救済トナラナイノテアリマス。其他米価ノ釣上策ニシテモ同様テアリマス。政府ハ米価統制法ニ依ッテ米ノ買上ケヲ遣リマスカ結果ハ商人ノ利益ヲ計ル事ト肥料価格ノ釣上ケトナッテ反ッテ農民ヲ苦シメルト云フ事ニナルノテアリマス。又生糸ノ市場価格ノ統制ニシテモ同様テアリマス。然ルニ一方重要産業ニ補助金ヲ交付シテ居リマスカ其補助ヲ受ケテ居ル産業資本家ハ高率ノ配当ヲ受ケテ居ルノテアリマスカラ何ノ為メノ補助金カ理解ニ苦ムノテアリマス。国民カ膏血ヲ絞ッテ納メタ税金ヲ資本家ニ呉レテ居ル様ナモノテアリマス。若シ是非共維持シナケレハナラナイ産業テアレハ最初カラ資本家等ニハ遣ラセナイテ当然国営ニスヘキテアルト思ヒマス。其他金解禁トカ金再禁止トカ云フ様ナ重要法案カ其実施前ニ漏ラサレテ居ルノテ財閥ハヤレ弗買ヒ弗売リト国家ヲ売リマス。夫レテ不平ヲ云フ会社カアレハ国費補助ニ依ル外債買上ケヲ遣ルノテアリマスカラ国家ノ負担ハ増大スル一方テアッテ其国家ノ負担ハ總テ大多数ノ国民殊ニ農民ノ負担ヲ増大セシメルノテアリマス。ソシテ夫レカ農産物ト工産物トノ価格ノ差トナッテ現ハレテ居ルノテアリマスカラ農民ハ死ノ深淵ニ向ッテ一直線ニ摔ラレテ行クノテアリマス。併シ夫レカ同時ニ政党ニ取ッテモ財閥ニ取ッテモ自ラノ墓穴トナル事ヲ知ラナイノテアリマス。」

9. (特権階級と政党の関係)

「現在ノ政権ハ国民總テノモノテアルニモ拘ラス極メテ少数テアル特権階級ニ其半分ヲ而モ動カスヘカラサル半分ヲ世襲的ニ握ラレテ居ル事テアリマス。其為メニ政権維持ニ汲々タル政党ハ特権階級ニ阿附スルノテアリマス。之ハ国民總数ヲ相手ニ雲ヲ擲ム様ナ政権維持運動ヲスルヨリモ少数テアル特権階級ニ働キカケタ方カヨリ効果的テアリヨリ簡便テアルカラテアリマス。左様テアリマスカラ彼等ハ裏面ノ運動ヲ遣ルト同時ニ其逆鱗ニ触レル様ナ政策ハ決シテ遂行シナイノテアリマス。」

「又内大臣ニシテモ同様テアリマス。内大臣カ政治ニ関与シナイ事ハ我国ノ古イ伝統的習慣トナッテ居ルノテアリマス。之ハ歴史カ示ス如ク重臣ノ利己主義ヲ充タサンカ為メノ政権慾テアッテ夫レニ依ッテ皇室ヲ国民カラ奪ハントスルモノテアリマス。斯様ナトコロニモ致命的ナ欠陥カアリマス。」

10. (地方政治の弊害)

「斯ル中央政權ノ運用カ如何ニ地方政ニ悪イ影響ヲ及ホスカト申シマス中央政府ハ党政策ノ徹底ヲ期スト称シテ極端ナル地方官ヲ(ママ) 更迭シ其地方官ハ又国家ノ官吏タル事ヲ忘レテ何事モ党中心トシテ働ク官吏デアリマス。左様ナ次第デアリマスカラ一貫シタ地方政ハ行ハレル事ナク余ストコロハ府県民ノ政党根性ニ依ル自治体ノ破壊デアリマス。総テカ中央政府ノ弊害ヲ縮小シテ移植シタ様ニ瞞着的土木事業ノ切斷的繼續或ハ農村ノ疲弊等デアリマス。」

11. (官吏の情実登用)

「斯様ニ政党ハ政權ヲ私シ黨員ハ其首脳部ニ頗使サレル事ヲ甘シルモノデアリマスカラ官吏ノ登用ヤ其拔擢ハ情実ヲ基礎トスル事ハ一点ノ疑ヲ容レナイトコロデアリマス。血族^(a)的緣故ニ依リ党派の緣故ニ依リ贈賄的機縁ニ依リ人材登用ハ全ク地ヲ払ッテ居リマス。ソシテ政治ノ紊乱ハ大財閥ノ勃興ヲ生ミ其方面ニ対スル国民ノ職業的躍進ハ完全ニ情実化シテ終ッタノデアリマス。左様デアリマスカラ現今我国ニ於テ其器ニ非スシテ高位高官ニ登ルモノカアリ其人材ニ非スシテ經濟的勢力ヲ驅使スルモノカ決シテ少クナイノデアリマス。斯クテ其半面ニハ有能ナル人材ニシテ徒ラニ陋巷ノ塵ニ埋レテ居ルモノカアル許リテハナク其人ノ罪ニ非ラスシテ就職ヲ得ス餓死線上ヲ彷徨フ者カ算ヲ乱スニ至ッテ居ルノデアリマス。斯様ナ事ハ又有力ナ国民思想ノ悪化ノ導因トナッテ居ルノデアリマス。」

《(a)》はいずれも“情実”批判であるが、それは農村共同体の秩序原理である“家族的情義”の破壊を意味しないことに注意したい。それはまず、政党政治の地方支配に使われる人脈効用に対してのみの一方的批判であると共に、中央統治のピラミッド機構に対しては、能力主義の厳格な適用の主張となっていると考えられるからである。(13・《(a)》についての解説参照)

12. (司法と警察)

「司法制度ハ其特殊ナ官吏登用法ヲ含ント裁判權ノ確立ニ依ッテ裁判官検事方面ニハ殆ト政治ト政治ノ腐敗ヤ紊乱ノ影響ヲ受ケス国民生活ニ弊害ヲ及ス様ナ事ハナイノデアリマスカ其検挙機關デアルトコロノソシテ司法ノ名ニ於テ国民生活ノ直接影響ノ最モ多イ警察權カ政党政治ノ伏魔殿ノ中ニアルノデアリマス。夫レテ政党カ自己ノ党利主義利己主義ヲ防救スル為メ此警察權ヲ濫用シテ不当ニ民權ヲ压迫スル事ノ甚タシイノハ又当然デアリマス。其例ヲ挙げマスナラハ選挙干渉労働爭議等デアリマスカ就中労働爭議ノ場合ニ於テハ何等ノ理由モナク労働組合ニ対シテ不当ナ弾圧ヲ加ヘマスカ之ハ社会改革運動ニ対スル權

力ノ不当行使テアツテ同時ニ権力者ノ不当擁護ノ表現テアリマス。其他言論ノ不当ナ圧迫等ハ枚挙ニ遑ナキ状態テアリマス。斯クテ之等ノ弊害ハ又政党政治ノ弊害ヲ助長シ国民ニ階級意識ヲ激成シ其闘争ヲ激化セシメテ国民思想ノ悪化ニ有力ナル材料ヲ提供スルノテアリマス。……ソシテ官権ノ不当ナル圧迫ハ国民ノ反感ヲ刺戟シ労働者ハ資本家ニ対シ闘争ヲ挑ミ農民ノ小作爭議ヲ激発セシメルノテアリマス。カクテ多数ノ国民ハ饑餓ノドン底ニ追詰メラレ其呪咀怨嗟ヲ上層階級ニ向ケルノテアリマス。然ルニ上層階級カ何等反省スルトコロカナインテ思想ハ益悪化シ爆弾化スルノテアリマスカ夫レカ即チ外来思想テアツテ此外来思想ハ幾多ノ階級闘争ヲ経験シテ夫レヲ我國民ニ向ツテ復習ヲ慫慂シマスカ國民ハ国體ニ疑惑ヲ持チ……此外来思想カ一度侵入スルヤ否応ナシニ身ヲ賭シテ其指導下ニ集リ必死の闘争ヲ起シツツ盲目的ニ社会改革運動ヲ尖鋭化シテ行フノテアリマス。……事實教育ハ政治家ノ背徳行為乃至犯罪行為ヲ背景トシテハ国民道德ノ樹立ハ出来ナイノテアリマス。又外来思想ハ現在ノ如キ状態ニ於テハ其接触禁止ハ全然不可能テアリマス。仮リニ夫レカ可能テアツタト致シマシテモ国内^(a)状態ハ外来思想ニ依ツテ醸サレタモノテハナク社会^(a)状态ノ階級的欲求ノ尖鋭化ノ中即チ政治家ノ失政ノ中ニコソ育ツモノテアリマス。」

《(a)》については、「国家改造」の担い手が、対外進出による国内社会の矛盾解消に先立ち、まず総力戦体制の創出を優先させた「内地先行論」の一端とみることが出来る。そのため、全体の文脈は、階級対立の解消、そのための政党政治否認に集中しているように見える。(13・《(a)》についての解説参照)

13. (財閥支配の弊害)

「財閥トハ多大ノ資本ヲ蓄シテ我国現下ノ経済的実力ヲ掌握シテ居ル私人及私的団体ヲ謂フノテアリマスカ之ヲ实例ニ依ツテ謂フナラハ三井三菱等ノ如キモノテアリマス。之等ノ財閥ニモ勿論ヨイ所カアリマス。殊ニ我国近世経済ノ発達ニ貢献シタコロハ絶大ナモノテアリマス。……我国現下ニ於ケル財閥ノ弊害ハ……其社会ニ及ホス絶大ナル経済的実力ノ総テヲ私人的営利的動機カラ何等統制ニ服スル事ナク自由ニ運輸スルトコロニアルノテアリマス。政治ハ国民生活ノ規定テアリマスカラ其徹底的效果ヲ収メマスニハ国民生活ノ原動力ノ一ツテアル^(a)経済ノ上ニ完全ナル統制權ヲ有スル事テアリマス。現在ニ於テハ経済^(a)的実力統制カ政治カラ分離サレ民間ノ私人ニ移ツテ居リマスノテ夫レカ内政ニ弊害トナツテ居ルノテアリマス。……其処テ財閥ハ利権屋的の政党人ヲ買収シテ国家ノ政治ヲ以ツテ自己的營業ヲ發展セシメル最高ノ營業策ノ様ニ考ヘ自己ノ産業ニ都合ノヨイ様ニ政治ヲ布カセルノテアリマス。斯クシテ一國ノ政治ハ完全ニ少数ノ財閥ノ為メニノミ運用セラレルニ至リ……然ルニ積極的ニ外交機關カ發動サレル時ニハ其結果ハ財閥ノ為メ市場獲得ニ

アリ市場保護テアリマス。……又国家的經濟戦ノ第一線ニ立ツ以上止ムヲ得サル外国トノ抗争モ夫レハ国家本位テハナク財閥本位トナル危険カアルノテアリマス。最近ニ於ケル英国トノ危険ナ対立ハ先ツ国内ノ經濟機構ヲ清算シテカラ考慮スヘキテアリマス。……我国ノ今日マテノ戦争ハ今述ヘタ様ナ傾向ハ決定的テハナカッタノテアリマスカ其結果ノ利権ハ遺憾ナラ財閥本位ノモノカアルノテアリマス。畏クモ宸襟ヲ悩シ奉リ神聖ナル国民ノ血ヲ流シテ獲得シタ權益カ一部財閥ノ貪慾ヲ充スニ過キナイ存在トナッテハ戦死者ハ地下ニ冥スル事モ出来ナイト思ヒマス。……財閥ハ私人企業ニ適シ大量生産ノ可能ナル機械工業及其結果ノ交易分配機関ニ重要ナル基礎ヲ置キ而シテ之等ノ利益対象ハ国内許リテハナク寧ロ外国ニ依存スル者カ多イノテ彼等ハ其有スル經濟的實力及政治上ノ黒幕的實力ヲ利用シテ我国産業ノ偏重政策ヲ招致セシメ農業林業漁業等ハ更ニ省ミラレナイ状態トナリ而モ単ニ搾取の対象ト見做シ其荒廃ヲ来タサシムルノテアリマス。……又大戦後ニ於ケル米國ノ金融財閥モ同様テアリマス。我国ノ金融財閥ノ如キハ之等ニ比ヘテ極メテ貧弱ナ存在テアリマスカラ營利的私的本位ナ財閥ハ國際經濟界ニ於テ外国金融大資本（ヘカ）ノ叩頭ニ甘ンスルノテアリマス。彼等ハ国家ヲ無視シ金融契約ヲ結ヒ国家民(ママ)カ其搾取下ニ立ツ事ヲ省ミス米國資本ノ勢力ヲ恐レテ国家カ米國ニ反対スル外交ヲ樹立スル事ヲ阻ミマス。左様テアリマスカラ財閥ハイサ戦争トナリマスト輸出入關係ヤ外国ノ經濟關係ヲ考ヘテ国民カ究極ノ場合ニハ最小限度ノ生活資料ニ甘シ軍事資源サヘアレハ永続的ニ戦争ヲ敢行出来ル事ヲ知ラナイノテアリマス。若シ左様ナ事ヲ知ッテ居タト致シマシテモ彼等ノ利益ニ相反スル戦争ニハ国家カ滅亡致シマシテモ應シナイノテアリマス。ユダヤ人ハ本国ヲ持タスシテ世界經濟界ニ於テ有力ナ地位ヲ占メテ居リマス様ニ財閥ニ取ッテ国家ナルモノハ自己ト運命ヲ共ニスヘキ程重要ナ存在テハナク夫レハ単ニ自己ノ私利私慾ヲ充スニ都合ノヨイ機関トシテ居ルニ過キナイノテアリマス。吾々ハ斯如キ財閥ノ売國的性質ヲ排斥スルノテアリマスカ国家ノ總テノ外国トノ金融的交渉ヲ排斥スルノテハアリマセン。外国資本ノ融通ヲ受ケテ營ム産業ハ国家的見地カラ其産業ノ種類ト其程度トヲ決定シ国内ニ資本不足ノ場合ニ限ラネハナリマセン。現代ノ如キ單ニ營利的見地カラ外国ノ金利カ安イカラトカ外国資本ノ後援ヲ受ケルトカ云フ様ナ理由カラ国家的ニハ何等絶對的必要ニハナラナイケレト借入レテ居ル様ナ事実ヲ禁止スヘキテアリマス。現在英本國トイツフランスイタリー等ハ如何ニアメリカ資本ノ勢力ニ焦慮シツ、アルカト云フ事実カラ見マシテモ誠ニ明白テアリマス。尚其結果政治的自由サヘ奪ハレタ中米ヤ南米ハ金融勢力ノ量ノ變化ニ依ル質的變化ヲ物語ル好標本テアリマス。我国ノ經濟的實力カ少数ノ財閥ニ握ラレテ居ル為メニ經濟方面ニ於ケル人材登用カ完全ニ阻止サレテ居ル事ハ余リニモ明白テアリマスカ此点モ財閥ノ大ナル弊害テアリマス。經濟的活動ニ對スル慾望ハ万人共通テアリマスカラ其希望ト能力ニ應シテ發展ノ機會ヲ与ヘル事ハ健全ナル国家ニ取ッテハ絶對的ナモノテアリマ

ス。」

「以上ノ如キ財閥ノ弊害カ社会ヲ毒シマス事ハ当然デアリマス。先ツ都市ニ於ケル大工業ノ勃興ハ機械工業的特性ニ依リ中小工業者ノ経営困難延イテハ其没落ヘ導キマス。又大資本ニ依ル商業ノ優越性モ中小商業者ノ圧迫トナッテ延イテハ之又没落ヲ辿ラシメ僅ニ蠢動的存在トナッテ夫レモ交替的ニ保ツニ過キナイノデアリマス。農村ニ於テハ前ニ橘孝三郎モ申シマシタ様ニ租税ノ負担ト商工業ノ圧迫ニ依ッテ土地ヲ失フ者カ続出シ農村ノ中産階級タル自作農ハ頓ニ減少シ土地ノ兼併ニヨル大地主ノミカ勢力ヲ専ラニシテ居リマス。ソシテ農奴的小作人トノ対立ヲ激化セシメツ、アルノデアリマス。斯クシテ国家及社会ノ中堅トナル中流ノ家庭ハ次第ニ減少シ少数ノ富豪ト大多数ノ貧者トカ固定的世襲的存在トナッテ国民ハ搾取階級ト被搾取階級ト二分シ其国家的一致ヲ破ルノデアリマス。左様デアリマスカラ一度経済的不況ニ見舞ハレマスレハ失業者ハ蔭出シ農村ハ荒廃シ死的饑饉ニ直面スル多数ノ者ト夫レト全然反対ノ立場ニ立ツ少数ノ富豪ノ間ニ階級闘争カ展開サレルノカ寔ニ当然デアリマス。其上共產主義ハ左様ナ事ノ起ルノヲ待受ケテ居ルノテアルカラ夫レニ付込ミ其關係ヲ一層悪化セシメ遂ニハ国家ヲ滅亡ニ導クノデアリマス」。

《(a)》はいうまでもなく統制経済体制の創出であるが、池松の発想の特徴は、国家権力が経済的支配と一致していたとする江戸時代の体制にそのモデルを求める伝統回帰にある。丸山氏の所説（「現代政治の思想と行動」上、156—161ページ）をあえて適用すれば、近代化の基底部に温存されている前近代性（家族主義的“情義”の秩序原理）に立ち戻り、現行統治体制を破壊したあと、この基底部の上に改めて総力戦を目指す新統治体制（近代的能力主義）の樹立を図ろうとする発想の一環という解釈も成立するかもしれない。対外戦争を前提とする以上、中央のピラミッド機構には合理主義・能力主義の倫理を否定することが出来ないからである。

《(b)》は、軍国主義における国民経済軽視の指摘（同上書、下、310—311ページ）がすでにこの時期まさしく鮮明に打ち出されていたことを意味する。

14. (明治国家体制の否定)

「幕末ニ於ケル勤王思想ノ余地モ幕府ノ施政方針カ国家ノ要求ニ叶ハス又新シキ時代ノ民意ヲ容レル事ヲ知ラス其存在意義ノ失フト否ニ符号点カアルノデアリマス。其事実的証拠トシテハ現代ノ如ク誰モ我国体ニ叶ッテ居ルデアラウト思フ制度下ニ至リマシテモ其姿勢ノ不都合ニ至リマスレハ社会改革者ハ君側ノ奸臣ヲ除ク即勤王思想ヲ基礎トシテ運動シ又我国体ニ於キマシテハ夫レカ何等ノ不自然カナインノデアリマス。……藩閥政府ハ決シテ幕末ニ萌芽シタ民意尊重的社会性ニ添フモノテハナクッタカラ国民ノ不幸ハ西洋流ノ個人第27号 (1995)

田中時彦

主義的民権思想ヲ直輸入シテノ政權獲得運動トナツテ現レタノテアリマス。欧米文化ノ陶醉ハ益之ヲ激化シマシテ藩閥政府夫自身モ国体の錯覚ノ為メ江戸幕府ノ長所ヲ新政府ニ於テハ之ヲ生カス事ヲ知ラス、大宝律令ヲネシクリカヘシテ居タノテ政治制度ノ設置ニ窮シ遂ニ欧米流ノ制度ヲ援用スル事トナリ民間ノ参政權獲得運動ヲ其儘鵜呑ミニセサルヲ得ナイ状態トナリ、思想的ニモ制度的ニモ何等独創的伝統的根拠モナク唯表面上我国体ノ形式ニ叶フト云フノト今マテノ政權者カ何レモ世襲者テアッタニ対シテ自分達モ特權階級ニ残り得ルノニ安心シテ英国式ニ若干ハプロシア法ヲ加味シテ代議制ヲ布イタノテアリマス。左様ナ事ヲセスニ日本式ノ国民執政祭参与ヲ實現スヘキテアッタ大事ナ時代ニ遂ニ大キナ失態ヲシタノハ當時ノ為政者ノ罪テアリ又国民ノ無自覚テアッタカラテモアリマス。併シ今コソ日本の国民參政法ヲ建設スヘキ期テアリマス。夫レハ西洋流ノ中毒ニ依ッテ国家カ危機ニ瀕シテ居ルカラテアリマス。」「其具体的实例ハ……第一ニハ皇室皇族国民ノ外特權階級ヲ存置セシ(メカ)サル事，第二ニハ家族的融合ヲ害スル政党財閥ノ存在ヲ許ササル事，第三ニハ府中宮中ノ区分ヲ明カニスル事，第四ニハ祭儀ヲ国民的ニ解放スル事等テアリマス。此祭儀ハ重要テハナイ様テアリマスカ我国体ノ意義カ重要ナ基礎ヲ其祖先崇拜ニ置クノテアリマスカラ皇室ノ祖先即チ国家ノ祖先ヲ祭ル祭儀ハ当然国民的ニ解放シ且国民的ニシテモウ少シ深く国民ノ宗教生活ニ喰込マネハナラナイノテアリマス。……斯クシテコソ實際的宗教ナル神ノ道ニ国民全般カ入ッテ行ク素地トナルノテアリマス。」

《(a)》は“国体ユートピア”観念に誘導する論理につながる。

(以下別稿)

(政治学科教授)

(1995年9月25日受付)